

○昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示二百八十三号）

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四〇号。以下「施行規則」という。）第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、第六条第三項に規定する昇降機（以下単に「昇降機」という。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査（以下「定期検査」という。）及び同条第四項に規定する点検（以下「定期点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 定期検査及び定期点検は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から第六までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、定期点検においては、損傷、腐食、その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当してどうかを判定することとし、併せて、前回の定期検査又は定期点検以降に不具合が生じている場合にあつては、当該不具合に係る同表（い）欄に掲げる項目に応じ、不具合の改善の状況等について、適切な方法により実施し、改善措置が講じられていないかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第六条第二項又は第六条の二第一項に掲げる検査若しくは点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（検査若しくは点検の項目若しくは事項について削除し又は検査若しくは点

検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては当該規則の定めるところによるものとする。

- 一 かごを主索又は鎖で吊るエレベーター（次号から第四号に掲げるものを除く。） 別表第一
 - 二 油圧エレベーター（次号及び第四号に掲げるものを除く。） 別表第二
 - 三 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであつて、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿つて昇降するもの 別表第三
 - 四 階段及び傾斜路に沿つて一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が九メートル以下のもの 別表第四
 - 五 エスカレーター 別表第五
 - 六 小荷物専用昇降機 別表第六
- 2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十六第一項に規定する認定をうけた構造方法等を用いた昇降機で、当該認定に係る同条第二項に定める評価（以下単に「評価」という。）を行ったときに検査の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査及び定期点検については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。
- 一 国土交通大臣が評価を行った場合 施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書

二 法第七十七条の五十六第一項の規定により指定を受けた者が評価を行った場合 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第六十三条第一号に規定する図書

三 法第七十七条の五十七第一項の規定により承認を受けた者が評価を行った場合 省令第七十九条において準用する省令第六十三条第一号に規定する図書

第二 昇降機の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる昇降機の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第一第一項第一号に規定する昇降機 別記第一号
- 二 第一第一項第二号に規定する昇降機 別記第二号
- 三 第一第一項第三号に規定する昇降機 別記第三号
- 四 第一第一項第四号に規定する昇降機 別記第四号
- 五 第一第一項第五号に規定する昇降機 別記第五号
- 六 第一第一項第六号に規定する昇降機 別記第六号

附 則（平二十国告二百八十三）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平二十国告四百十五）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年国告千二十四）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。
（経過措置）

2 この告示による改正後の規定にかかわらず、法第十二条第三項に基づく検査及び報告並びに同条第四項に基づく点検については、平成二十二年三月二十七日までの間は、なお従前の例によることができる。

別表第一

一	(一)	(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
機械室（		機械室への通路及び出入口の戸	機械室の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二百二十九条の九第四号の規定に適合しない
室を					
機械					
室を					

				有し ない エレ ベー ター にあ って は、 共通)
(二)				
況並びに照明	機械室内の状			
備等の状況	昇降機以外の設	階段の状況	機械室への通路 の状況	手すりの位置及 び取付けの状況
目視により確認する。	目視により確認する。 最も大きいけあげ及び最 も小さい踏面を測定する 。	認し又は測定する。	機械室までの通路におい て、高さ又は幅員が最小 となる箇所及び障害物が ある箇所を目視により確 認し又は測定する。	目視及び触診により確認 する。
支障が生じていること。	定期検査又は定期点検に と。	令第二百二十九条の九第五 号の規定に適合しないこ と。	○・七メートル未満であ ること。 通行経路の寸法が高さ一 ・八メートル未満又は幅 こと。	こと又は解錠若しくは施 錠ができないこと。 令第二百二十九条の九第五 号の規定に適合しないこ と又は取付けが確実でな いこと。

(三)				
貫通部 機械室の床の	装置及び換気 設備等			
貫通部の状況	開口部又は換気 設備の設置及び 換気状況	照明装置の状況	機械室の床及び 機器の汚損の状 況	壁面及び天井か らの漏水並びに 窓の破損の状況
機械室又はかご上において目視により確認する。	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものについては、その設定を確認する。	照明の点灯の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
主索、調速機ロープ等が機械室の床の貫通部分と接触していること。	と。 適切に設定されていること。	令第二百二十九条の九第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。	照明装置が正常に作動しないこと。 機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損があること。	漏水が機器に達していること又は窓が破損していること。

		(六)	(五)	(四)
		器 制 御		救 出 装 置
運 転 制	器 及 び 繼 電 接 触 器	断 器	開 閉 器 及 び 遮 断 器	
接 触 器 の 主 接 点	電 動 機 主 回 路 用	作 動 の 状 況	作 動 の 状 況	手 卷 き ハ ン ド ル 等 又 は 充 電 池 回 路 等 の 設 置 の 状 況
	目 視 に よ り 確 認 す る。	昇 降 機 を 運 転 し、作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	手 動 に よ り 遮 断 操 作 及 び 投 入 操 作 を 行 い、電 氣 的 に 開 閉 す る こ と を 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。
	イ 著 し い 摩 耗 が あ る こ と。	昇 降 機 が 正 常 に 作 動 し な い こ と。	電 氣 的 に 開 閉 し な い こ と。	平 成 十 二 年 建 設 省 告 示 第 千 四 百 十 三 号 (以 下 「特 殊 告 示」とい う。) 第 一 第 一 号 口 又 は 第 三 号 ホ の 規 定 に 適 合 し な い こ と。

	(八)	(七)	
絶縁	電動発電機、電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流六十ボルト。	設置の状況	御用基板の状況
	絶縁抵抗計等により測定する。	目視により確認する。	
	回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあつては○・四メガオーム、百五十ボルトを超え三百ボルト以下のものにあつては○・二メガオーム、百五十ボルト以下のものにあつては○・一メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。	ロ 変形があること。

		(十)		(十)		(九)	
		機 卷上		階床選択機		接地	
		車 減速歯					
歯の状況（ウオ	潤滑油の劣化の状況	潤滑油の油量の状況	呼びの応答の状況	表示灯の点灯の状況	接地の状況	ルト又は交流二十五ボルト以下である回路を除く。）	
異常音及び異常な振動が	色及び不純物を目視により確認する。	オイルゲージ等を目視により確認する。	昇降機を運転し、呼びの応答を確認する。	目視により確認する。	触診により確認する。		
イ 歯厚が設置時の八分	著しい変色又は摩耗粉があること。	油量が適量でないこと。	呼びの応答がないこと又は呼びを保持若しくは消去しないこと。	表示灯が点灯すべき時に点灯しないこと。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。		

		(二)	
		綱車又は巻胴	
		綱車と主索のかけの状況（巻胴式のものを除く。）	ム・ホイール式のものに限る。）
		溝の摩耗の状況を目視により確認し又は溝と主索のすき間を測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	ないか確認し、異常音又は異常な振動が認められる場合にあつては、歯の段差及び欠損について目視により確認し又は測定する。
		溝と主索のすき間が十分になく運行に支障が生ずるおそれがあること、無積載のかごを低速で上昇させて最上階付近において停止させたときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること又はU溝を除く溝で主索が底当たりしていること。	の七未満であること又は運行に支障が生ずるおそれがある歯の欠損があること。 ロ 異常音又は異常な振動があること。

		(十四)	(十三)			
		軸受		キ ブ レ ー		
回転の状況	欠損及びき裂の状況	発熱の状況	音の状況	振動の状況	油の付着の状況	取付けの状況
回転の状況を確認する。	目視により確認する。	触診により確認する。	聴診により確認する。	触診及び聴診により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。
回転時に異常音又は異常な振動があること。	欠損又はき裂があること。	異常な発熱があること。	異常音があること。	異常な振動があること。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれがある油の付着があること。	取付けが確実でないこと又は可動部の給油が不十分であること。

制動力の状況	保持力の状況
<p>かごの無積載上昇時（巻胴式にあつてはかごの無積載下降時）のブレーキの制動を確認する。</p>	<p>次に掲げる方法のいずれかによる。 イ ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認する。 ロ ブレーキをかけた状態において、モーターにトルクをかけ確認する。 ハ かごに荷重を加え、かごの位置を確認する。</p>
<p>ブレーキが作動しないこと又はかごが停止しないこと。</p>	<p>平成十二年建設省告示第千四百二十九号（以下「制御器告示」という。）第一第一号の規定に適合しないこと。</p>

		<p>パッドの厚さの状況</p>	<p>パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。</p>
<p>イ 運行に支障が生じている又は次回の定期検査時若しくは定期点検時までパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。</p>	<p>ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの一・二倍（電気制動式のものにあつては、一・一倍）以下であつて、重点的な点検が必要な状態にあること。</p>		

<p>パッドとドラム及びディスクとの接触の状況（同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。）</p>	<p>目視及び聴診により確認する。</p>	<p>走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。</p>
<p>ブレーキ制動時のプランジャーの状況</p>	<p>かごを保持している状態において目視又は触診により確認する。</p>	<p>プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーの余裕ストロークがないこと。</p>
<p>ブレーキコイルの発熱の状況</p>	<p>触診により確認する。</p>	<p>ブレーキコイルに異常な発熱があること。</p>
<p>構成機器の作動の状況</p>	<p>作動の状況を確認する。</p>	<p>作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと</p>

		(十五)			
		そらせ車			
取付けの状況	外観の状況	摩耗粉の状況（電気制動式のものに限る。）	作動時の状況（電気制動式のものに限る。）	ブレーキ周囲の摩耗粉を目視により確認する。	パッドの摩耗粉があること。
テストハンマーによる打検又は緩み確認マークの位置等の点検（以下「テストハンマーによる打検等」という。）により確認する。	目視により確認する。	目視及び聴診により確認する。	ブレーキ制動時の状態を目視及び聴診により確認する。	電気制動により停止速度に達する前にパッドとドラムがしゅう動していること。	欠損又はき裂があること。
	ナットに緩みがあること。				

(七)				(六)			
電動発電機				電動機			
整流子の状況	振動の状況	発熱の状況	音の状況	整流子の状況	ブラシの摩耗の状況	発熱の状況	音の状況
無負荷運転し、目視により火花を確認する。	触診及び聴診により確認する。	触診により確認する。	聴診により確認する。	無負荷運転し、目視により火花を確認する。	目視により残存長さを確認し又は測定する。	触診及び聴診により確認する。	聴診により確認する。
著しい火花があること。	異常な振動があること。	異常な発熱があること。	異常音があること。	著しい火花があること。	ピグテールの金具から五ミリメートル以内であること。	異常な振動があること。	異常音があること。

二				
(一)	(五)	(六)		
かご側調速機	速度	駆動装置等の耐震対策		
滑車の状況	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	転倒及び移動を防止するための措置の状況	ロープガード等の状況	ブラシの摩耗の状況
目視により確認する。	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計又は電子式速度表示装置（以下単に「瞬間式回転速度計」という。）により測定する。	目視及び触診により確認し又は測定する。	目視及び触診により確認し又は触診により確認する。	目視により残存長さを確認し又は測定する。
欠損又はき裂があること	定格速度の百二十五パーセントを超えていること。	ないこと。	令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。	ピグテールの金具から五ミリメートル以内であること。

	取付けの状況	支点部の状況	過速スイッチの作動の状況	過速スイッチの作動速度の状況
。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	作動の状況を確認する。	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。
。	取付けが堅固でないこと。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油が不十分であること。	過速スイッチを作動したときに安全回路が遮断されないこと又は安全回路の遮断を保持できないこと。	平成十二年建設省告示第千四百二十三号（以下「制動装置告示」という。） （第二第二号の規定に適

		(二)			
		釣合おもり側			
調速機					
支点部の状況	取付けの状況	滑車の状況	キャッチの作動の状況	キャッチと過速スイッチとの整合性の状況	キャッチの作動速度の状況
目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視により作動の順位を確認する。	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。
イ 可動部の動きが円滑でないこと。	取付けが堅固でないこと。	欠損又はき裂があること。	滑ること。	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること。	キャッチの作動速度が過速スイッチの作動速度を下回ること。
					制動装置告示第二第四号の規定に適合しないこと。
					合しないこと。

(三)	
主索又は鎖	
主索の径の状況	<p>かご側調速機との整合性の状況</p>
乗降する頻度の最も高い階（以下「基準階」という。）から加速終了位置	<p>瞬間式回転速度計により釣合おもり側のキャッチの作動速度を測定し、かご側のキャッチの作動速度と比較する。</p>
イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較	<p>ロ 給油が不十分であること。</p> <p>釣合おもり側のキャッチの作動速度がかご側のキャッチの作動速度以下であること又は釣合おもり側のキャッチの作動速度がかご側のキャッチの作動速度の一・一倍を超えていること。</p> <p>キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること。</p>

	<p>主索の素線切れの状況</p>
<p>又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、主索が綱車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。</p>	<p>基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、主索が綱車にかかる箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩耗の進んだ部分については重点的に目視により確認する。</p>
<p>較して九十パーセント未満であること。</p>	<p>ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。</p>
<p>イ 次に掲げる基準（以下「素線切れ要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 素線切れが平均的に分布する場合は、一よりピッチ内の素線切れ総数が六より</p>	

(2) 鋼索にあつては二十
四本、八より鋼索に
あつては三十二本を
超えていること又は
一構成より一ピッチ
内の素線切れが四本
を超えていること。
素線切れが特定の
部分に集中している
場合は、一よりピッ
チ内の素線切れ総数
が六より鋼索にあつ
ては十二本、八より
鋼索にあつては十六
本を超えていること
又は一構成より一ピ

ツチ内の素線切れが九本を超えていること。

(3) 錆が著しい場合又は素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が七十パーセント以下である場合は、一構成より一ピッチ内の素線切れが二本を超えていること。

ロ 次に掲げる基準（以下「素線切れ要重点点検判定基準」という。

のいずれかに該当すること。

(1) 素線切れが平均的に分布する場合は、一よりピッチ内の素線切れ総数が六より鋼索にあつては十八本、八より鋼索にあつては二十四本を超えていること又は一構成より一ピッチ内の素線切れが三本を超えていること。

(2) 素線切れが特定の部分に集中している場合は、一よりピッチ

チ内の素線切れ総数が六より鋼索にあつては九本、八より鋼索にあつては十二本を超えていること又は一構成より一ピツチ内の素線切れが七本を超えていること。

(3) 錆が著しいこと又は素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が七十パーセント以下であること。

<p>主索の摩耗粉の状況</p>	<p>主索の損傷及び変形の状況</p>	<p>鎖の給油及び外観の状況</p>	<p>鎖の摩耗の状況</p>
<p>全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。</p>	<p>全長を目視により確認する。</p>	<p>全長を目視により確認する。</p>	<p>基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ</p>
<p>主索の摩耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。</p>	<p>著しい損傷又は変形があること。</p>	<p>イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。 ロ 給油が不十分であること。</p>	<p>最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。</p>

(五)		(四)	主索又は鎖及	張り	主索又は鎖の
昇降路の横架材		張りの状況	目視及び触診により確認	<p>確認する。</p> <p>ハ かご上において触診により主索又は鎖の張りが均等であることを確認する。</p> <p>ロ かご上において主索又は鎖を揺らし、その振幅を確認する。</p> <p>イ 各主索又は鎖の端末部のスプリングの高さを目視により確認する。</p>	及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。
ダブルナットにあっては		著しい不均等があること			

(六)			
緩み検出装 置	主索又は鎖の 取付けの状況	主索又は鎖及び 調速機ロープの 端部における止 め金具の取付け の状況	主索又は鎖及び 調速機ロープの 端部における止 め金具の取付け の状況
	目視及び触診により確認 する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認 する。
	取付けが堅固でないこと	止め金具又はその取付け に損傷があること。	ナット間に緩みがあり、 割ピンにあつてはピンに 欠損、曲げ不足等があり 、その他の方法にあつて は取付けが確實でないこ と。

		(七)		(八)	
		主索又は鎖の 巻過ぎ検出装 置		はかり装置（ 乗用エレベー ター又は寝台 用エレベータ ーであつて、 特殊告示第一 第六号に掲げ るもの以外の	
作動の状況	取付けの状況	作動の状況	作動の位置	警報並びにかご 及び乗り場の戸 の状況	取付けの状況
作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認 する。	作動の状況を確認する。	作動したときのかごと緩 衝器等とのすき間及びロ ープの巻き溝の状況を確認 する。	検出装置を作動させ確認 する。	目視及び触診により確認 する。
作動しないこと。	取付けが堅固でないこと	作動しないこと。	かごと緩衝器等に接する 前に作動しないこと又は ロープの巻き溝がなくな る前に作動しないこと。	令第二百二十九条の十第三 項第四号の規定に適合し ないこと。	取付けが堅固でないこと

		(九)	(十)
ものに限る。	戸開走行保護装置	設置及び作動の状況	地震時等管制運転装置（特殊告示第一第四号に掲げるエレベーターを除く。）
		設置及び作動の状況を確認する。	加速度を検知する部分の取付けの状況
		設置及び作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。
令第二百二十九条の十第三項第一号の規定に適合しないこと。			平成二十年国土交通省告示第千五百三十六号第二号又は第二号の規定に適合しないこと。
			平成二十年国土交通省告示第千五百三十六号第二号（かごの定格速度が二百四十メートル以上の乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては、特殊告示第一第

(十三)	(十二)	(十一)		
制御盤扉（か	換気設備等（機械室を有しないエレベーターに限る。	降下防止装置		
設置又は開放ス	開口部又は換気設備の設置及び換気の状態	設置及び作動の状況	予備電源の作動の状況	
開放スイッチがあるもの	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものについてはその設定を確認する。	設置及び作動の状況を確認する。	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	
開放スイッチがあるもの	特殊告示第一第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。	特殊告示第一第三号の規定に適合しないこと又は機械的にかごの降下を停止することができないこと。	作動が確実でないこと。	五号）の規定に適合しないこと。

	三 か ご 室
	(-)
ご及び釣合お もりと干渉し ないものを除 く。)	かごの壁又は 囲い、天井及 び床
イッチの作動の 状況	かごの構造及び 設置の状況
にあつてはその作動の状 況を確認し、開放スイッ チがないものにあつては ねじ等により固定されて いる等容易に制御盤扉が 開かない措置が講じられ ているかを確認する。	目視により確認する。
にあつては制御盤扉を引 き出したときに開放スイ ッチが作動しないこと、 開放スイッチがないもの にあつては容易に制御盤 扉が開く又は開くおそれ があること。	変形、摩耗、腐食等によ り運行に支障が生じてい ること、ガラスの欠損若 しくはひび割れがあるこ と又は使用できない部材 があること。 令第二百二十九条の六第二 号の規定に適合しないこ と。
可燃物の状況	目視により確認する。

(二)

敷居		かごの戸及び
敷居		戸及び敷居の構造及び設置の状況
ドアシューのか	敷居とドアシューの摩耗の状況	戸及び敷居の構造及び設置の状況
目視により確認し又は測	目視により確認する。	目視により確認する。
引き戸にあつては無負荷	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。 平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第二三号又は第四号の規定に適合しないこと。

<p>かりの状況</p>	<p>戸の可燃物の状況</p>	<p>戸の開閉の状況</p>	<p>戸の反転作動の状況（動力により自閉するもの</p>
<p>定する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>目視及び触診により確認する。</p>	<p>目視及び触診により確認する。</p>
<p>時において敷居溝とドアシューのかけりが六ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。</p>	<p>令第二百二十九条の六第二号の規定に適合しないこと。</p>	<p>戸の開閉が円滑でないこと。</p>	<p>反転作動をしないこと。</p>

	(三)			
	かごの戸のス イッチ			
	取付けの状況	に 限 る。)	連 結 ロ ー プ の 状 況	
	ス イ ッ チ の 作 動 の 状 況			
	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視により確認し又は測定する。 ロ かごの戸が開いた状態において動かないこと		目視及び触診により確認する。	
	制御器告示第一第二号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は作動の位置が両引き戸若しくは上下戸にあつては七十五ミリメートル、片引き戸、上げ戸若しくは下げ戸にあつては五十ミリメートルを超えていること。		変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。	
	取付けが堅固でないこと			

(五)		(四)
車止め、光電		床合わせ補正装置及び着床装置
光電装置の状況	着床装置の状況	床合わせ補正装置の状況
作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	<p>とを確認した後、スイッチの作動の位置を目視により確認し又は測定する。</p> <p>着床面からかごをおおむね五十ミリメートルの位置及び七十五ミリメートルを超え二百ミリメートルの間に移動させ、戸を開いた状態で運転し、作動の状況を確認する。</p>
特殊告示第一第七号ハの	<p>。乗り場の床を基準として着床位置が上下七十五ミリメートルを超えること</p>	<p>制御器告示第一第一号の規定に適合しないこと。</p>

				(六)		
				かご操作盤及び表示器	装置等（自動車運搬用エレベーターに限る。）	
		作動の状況		かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	車止めの設置の状況	
		作動の状況を確認する。		目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	
押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないものにあ				取付けが堅固でないこと。	ロ 車止めが変形又は摩損していること。	規定に適合しないこと。 イ 車止めがない又はその機能が確実でないこと。

		(七)					
		操縦機					
作動の状況		操作後の自動復帰の状況	破損の状況	表示器の状況	操作箱の施錠の状況		
作動の状況を確認する。		作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	触診により確認する。		
昇降機が正常に作動しないこと。	ロ 動きが円滑でないこと。	イ 制動装置告示第二第一号の規定に適合しないこと。	と。 が著しく破損していること。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。 表示部又は押しボタン等	施錠できないこと。	っては、特殊告示第一第七号イの規定に適合しないこと。	

	(十)	(九)	(八)	
用途、積載量及び最大定員	かご内の停止スイッチ	外部への連絡装置（令第二百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーターを除く。）	外部への連絡装置（令第二百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーターを除く。）	
設置及び表示の状況	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況	
設置及び表示の状況を認める。	設置及び作動の状況を認める。	設置及び作動の状況を認める。	通電時及び電源遮断時において外部との連絡ができるか確認する。	
令第二百二十九条の六第五号の規定に適合しないこと。	制御器告示第一第四号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。	小さいこと。	イ 令第二百二十九条の十第三項第三号の規定に適合しないこと又は連絡装置が作動しない若しくは容易に操作できないこと。	ロ 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。

	(十)	(十一)	(十二)
の標識	かごの照明装置	停電灯装置（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。）	かごの床先（令第二百二十九条の十一の規
	設置、作動及び照度の状況	設置、作動及び照度の状況	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのす
目視により確認し又は照度計により測定する。	目視により確認し又は照度計により測定する。	設置の状況を目視により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をとおおむね一分間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。	目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距
と又は表示に誤りがあること。	平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第一第八号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の十第三項第四号の規定に適合しないこと又は操作注意銘板が容易に認識できないこと。	令第二百二十九条の七第四号の規定に適合しないこと。

		上 か ご			
		(二)		(一)	
		頂部安全距離 確保スイッチ		かご上の停止 スイッチ	
取付けの状況		設置及び作動の 状況		設置及び作動の 状況	
目視及び触診により確認 する。		設置及び作動の状況を確 認する。		設置及び作動の状況を確 認する。	
取付けが堅固でないこと		制動装置告示第一の規定 に適合しないこと又は作 動時に昇降機が上昇運 転できること。		制御器告示第一第四号の 規定に適合しないこと又 は作動時に昇降機が運 転できること。	
				定の適用のあ るエレベータ ー及び特殊告 示第一第七号 に掲げるもの を除く。)	
				き間の状況 フェッシアプレ ートの取付けの 状況	
				離を測定する。	
				目視及び触診により確認 する。	
				取付けが堅固でないこと	

		(三)	
		上部ファイナルリミットスイッ チ ミット（強制 停止）スイッ チ	
		設置及び作動の 状況	設置及び作動の 状況を確認す る。
ファイナルリミ ットスイッチの 作動の位置	スイッチの作動の位置及 び作動したときのかご又 は釣合おもりと緩衝器と のすき間を確認する。	制動装置告示第二第五号 の規定に適合しないこと 又は作動時にファイナル リミットスイッチにあつ ては昇降機が運転できる こと、リミットスイッ ちにあつては昇降機が上昇 運転できること。	ばね緩衝器又は緩衝材を 使用している場合にあつ ては釣合おもりが緩衝器 又は緩衝材に接するまで に、油入緩衝器を使用し ている場合にあつてはス トロークの二分の一を超 えるまでに、巻胴式の場

(五)	(四)				
頂部綱車	は上部緩衝材 上部緩衝器又				
外観の状況	劣化の状況	の状況 設置及び取付け	取付けの状況	リミットスイッチの作動の位置	
目視により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	スイッチの作動の位置がドアゾーン内であることを確認する。	
欠損又はき裂があること。	著しい損傷又は腐食があること。	付けが堅固でないこと。 制動装置告示第一の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。	取付けが堅固でないこと。	ドアゾーン内で作動しないこと。	合にあってはかごが上部緩衝器又は上部緩衝材に接するまでに作動しないこと。

		(六)	
		調速機ロープ	
素線切れの状況	径の状況	音の状況	取付けの状況
基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、ロープが綱車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	聴診により確認する。	テストハンマーによる打検等により確認する。
イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。	ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。	異常音があること。	ナットに緩みがあること。
	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。		

		(七)	
に掲げるエレ		かごの非常救出第一第七号	
状況	構造及び設置の状況	損傷及び変形の状況	摩耗粉の状況
。の作動の状況を確認する。	ふたの構造及びスイッチ	全長を目視により確認する。	全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。
設けないエレベーターに	井部に救出用の開口部を	令第二百二十九条の六第一号又は第四号（かごの天	著しい損傷又は変形があること。
			ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
			合に、ロープが綱車にかかる箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。
			全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。
			ロープの摩耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。

		(九)	(八)	
		かご吊り車	かごのガイド シュー及びガ イドローラー その他これに 類するもの（ 以下「ガイド シュー等」と いう。）	ベーターを除く。）
音の状況	取付けの状況	外観の状況	取付けの状況 摩耗の状況	
聴診により確認する。	テストハンマーによる打 検等により確認する。	目視により確認する。	テストハンマーによる打 検等により確認する。 目視、聴診及び触診によ り確認する。	
異常音があること。	ナットに緩みがあること 。	欠損又はき裂があること 。	しゅう動部又は回転部の 摩耗により運行に支障が 生じていること。	あつては、特殊告示第一 第一号）の規定に適合し ないこと。

			(+)	(+)
			施錠装置	ガイドレール及びブレールブラケット
の位置	スイッチの作動	スイッチの作動	ロック機構の状況	取付けの状況
確認する。	スイッチの作動の位置を確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認する。
びスイッチに係る規定に	昇降機の検査標準（JIS A 四三〇二）における乗り場の戸のロック及びスイッチに係る規定に	と。	と。	著しい損傷又は腐食があること。
		と。	と。	ナットに緩みがあること。
		と。	と。	取付けが堅固でないこと。
		と。	と。	目視及び触診により確認する。
		と。	と。	目視により確認する。
		と。	と。	検等により確認する。
		と。	と。	テストハンマーによる打

	(三)		(二)				
び敷居	乗り場の戸及		昇降路における壁又は囲い				
造及び設置の状	戸及び敷居の構造	可燃物の状況	昇降路の構造及び設置の状況	劣化の状況			
	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。			
り運行に支障が生じてい	変形、摩耗、腐食等による	と。 号の規定に適合しないこと。	あること。 令第二百二十九条の七第二	イ 著しい損傷又は腐食があること。	ロ ロック機構に変形があること。	適合しないこと。	
			き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。				

<p>況</p>	<p>戸相互及び戸と 出入口枠とのす き間の状況</p>	<p>敷居とドアシ ューの摩擦の状 況</p>	<p>ドアシユーのか かりの状況</p>
<p></p>	<p>目視により確認し又は測 定する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認し又は測 定する。</p>
<p>ること、ガラスの欠損若 しくはひび割れがあるこ と又は使用できない部材 があること。</p>	<p>平成二十年国土交通省告 示第千四百五十四号第七 号又は第八号の規定に適 合しないこと。</p>	<p>敷居又はドアシユーに著 しい摩擦があること。</p>	<p>引き戸にあつては敷居溝 とドアシユーのかかりが 六ミリメートル未満であ ること、上げ戸、下げ戸 又は上下戸にあつてはこ れらを片側に寄せたとき</p>

		(十四)							
震対策		昇降路内の耐							
ガイドレールと	の状況	ロープガード等	ロープの状況	ドアクローザー	連結ロープ及び	戸の自閉の状況	戸の開閉の状況	戸の可燃物の状況	
目視により確認し又は測	し又は測定する。	目視及び触診により確認	目視及び触診により確認	する。	目視及び触診により確認	する。	目視及び触診により確認	目視により確認する。	
令第二百二十九条の四第三	ないこと。	令第二百二十九条の四第三	支障が生じていること。	素線切れ等により運行に	変形、摩耗、錆、腐食、	域で自閉しないこと。	ドアクローザーの作動領	戸の開閉が円滑でないこ	と。
		項第四号の規定に適合し						号の規定に適合しないこ	と。
								と。	において容易にドアシュー
									ーが外れること。

	(六)		(七)	
各部	釣合おもりの		移動ケーブル及び取付部	
	枠の状況	取付けの状況	移動ケーブルの損傷の状況	突出物の状況
	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
	枠の組立てが堅固でないこと又は変形があること。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	損傷があること。	令第二百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。
				項第三号の規定に適合しないこと。

								(十七)	
								釣合おもり非 常止め装置	
ガイドシュー等 の取付けの状況	テストハンマーによる打 検等により確認する。	ガイドシュー等 の摩耗の状況	目視、聴診及び触診によ り確認する。	釣合おもり片の 脱落防止措置の 状況	目視及び触診により確認 する。	機構部の状況	目視により確認する。	取付けの状況	目視及び触診により確認 する。
作動の状況	次に掲げる方法のいずれ かによる。 イ 無積載の状態におい て非常止め作動時にブ	ナットに緩みがあること 。 しゅう動部又は回転部の 摩耗により運行に支障が 生じていること。 釣合おもり片の脱落防止 措置が確実でないこと。	著しい損傷又は腐食があ ること。 取付けが堅固でないこと 。 非常止め装置が作動しな いこと。						

レーキを開放してもか
ごが動かないことを確
認する。

ロ 非常止め作動時に綱
車が空転することを確
認し又は空転検知を示
す発光ダイオード、信
号等により確認する。

ハ 非常止め作動時にか
ごを持ち上げ、主索の
緩みを確認する。

ニ スラック式のものに
あつては、主索を緩め
た後に釣合おもりが動
かず、主索が緩んだま
まであることを確認す

(五)	(六)				
かごの戸の開	釣合おもりの 吊り車				
開閉の状況	音の状況	取付けの状況	外観の状況	作動時及び復帰 時の構成機器の 状況	
目視及び聴診により確認	聴診により確認する。	テストハンマーによる打 検等により確認する。	目視により確認する。	目視、聴診及び触診によ り確認する。	る。
戸の開閉時の異常音又は	異常音があること。	ナットに緩みがあること	欠損又はき裂があること	ロ 可動部の動きが円滑 でないこと又は変形が あること。	イ 非常止め作動時に機 械装置、調速機、ロー プ若しくはスラックロ ープに損傷があること 又は正常に復帰しない こと。

五						
(一)	(二)					
押しボタン等	かごの枠	閉機構				
押しボタン等の	かごの枠材相互の取付けの状況	開放の状況	停電時等の手動	構成部材の取付けの状況	摩耗の状況	
目視及び触診により確認	テストハンマーによる打検等により確認する。	とを確認する。	かごの戸と乗り場の戸のロック機構の係合が外れた位置に停止させ、手動によりかごの戸が開くことを確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	する。
取付けが堅固でないこと	ナットに緩みがあること		停電時等にかごの戸が手動により開放できないこと。	取付けが堅固でないこと	開閉機構が摩耗していることにより、戸の開閉に支障が生じていること。	異常な振動により、戸の開閉に支障が生じていること。

		乗 り 場			
(二)		及び表示器			
非常解錠装置		取付けの状況	押しボタン等の作動の状況	表示器の状況	破損の状況
状況	設置及び作動の状況	する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。
ロ	可動部の動きが円滑でないこと又は変形がないこと又は変形が	。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
	イ 平成二十年国土交通省告示第千四百四十七号第三号の規定に適合しないこと又は解錠できな				
	きないこと。				

								(三)	
								遮煙構造	乗り場の戸の
平方メートル以	戸閉時間の状況 (戸の面積が三	能の状況	火災時の戸閉機 能の状況	能の状況	停電時の戸閉機 能の状況	気密材の取付け の状況	気密材の状況	取付けの状況	
	戸の閉鎖時間を確認する。	る。	制御器に火災信号を入力し、作動の状況を確認する。	確認する。	戸開状態において主電源以外による作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	
第一号イの規定に適合し	昭和三十八年建設省告示 第二千五百六十三号第一		戸が閉じないこと。		戸が閉じないこと。	取付けが確実でないこと。	劣化、破損等があること。	取付けが堅固でないこと。	あること。

		ト ピ ッ			
(二)	(一)	(五)	(四)		
底部安全距離 確保スイッチ	保守用停止ス イッチ	制御盤扉（三 方枠の一部に 収納されたも のに限る。）	昇降路の壁又 は囲い的一部 を有しない部 分の構造		
状況	作動の状況	構造及び設置の 状況	状況	内のものに限る 。）	
認 す る。	設置及び作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認 する。	目視により確認する。		
規定に適合しないこと又	特殊告示第一第三号への 自己保持しないこと。 作動時にかごが動く又は 規定に適合しないこと、	制御盤扉がないこと、破 損していること又は施錠 若しくは解錠ができない こと。	特殊告示第一第二号の規 定に適合しないこと。	ないこと。	

				(三)	
				下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ	
	取付けの状況	設置及び作動の状況	ファイナルリミットスイッチの作動の位置		
	目視及び触診により確認する。	設置及び作動の状況を確認する。	スイッチの作動の位置及び作動したときのかごと緩衝器とのすき間を確認する。		
は作動時に昇降機が下降運転できること。	取付けが堅固でないこと。	制動装置告示第二第五号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあつては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあつては昇降機が下降運転できること。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合及び巻胴式の場合にあつては、かごが緩衝器又は緩衝材		

(四)					
緩衝器又は緩衝材					
作動の状況（油	劣化の状況	設置及び取付けの状況	取付けの状況	リミットスイッチの作動の位置	
全圧縮した後、復帰する	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	スイッチの作動の位置を確認する。	
九十秒以内に復帰しない	著しい損傷又は腐食があること。	制動装置告示第二第六号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。	取付けが堅固でないこと。	ドアゾーン内で作動しないこと。	に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあっては、ストロークの二分の一を超えるまでに作動しないこと。

		(五)	
		張り車	
入式のものに限る。)	油量の状況（油入式のものに限る。）	張り車の作動の状況	張り車の取付け及びピット床等とのすき間の状況
までの時間を確認する。	目視によりオイルゲージ等を確認する。	目視及び聴診により確認する。	目視及び触診により確認する。
こと。	イ 油量が適量でないこと。 ロ ドレン部から油漏れがあること。	かごの走行中の異常音、異常な振動等があり運行に支障が生じていること。	張り車の取付けが確実でないこと又はピット床若しくはピット機器に干渉していること。
		作動しないこと。	作動の状況を確認する。
		作動しないこと。	作動の状況を確認する。

			(六)			(七)		
			ピット床			かご非常止め装置		
状況	タイダウンの取付けの状況	汚損及び防水の状況	冠水の状況	ピット内機器の状況	機構部の状況	取付けの状況	作動の状況	
	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	次に掲げる方法のいずれかによる。	
	取付けが堅固でないこと。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。	機器に影響を及ぼす冠水があること。	著しい損傷又は腐食があること。	著しい損傷又は腐食があること。	取付けが堅固でないこと。	非常止め装置が作動しないこと。	

イ 釣合おもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放してもかごが動かないことを確認する。

ロ 非常止め作動時に綱車が空転することを確認し又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認する。

ハ 非常止め作動時に釣合おもりを持ち上げ、主索又は鎖が緩んだことを確認する。

ニ スラック式のものに

	<p>非常止め作動時のかごの水平度</p>	<p>作動時及び復帰時の構成機器の状況</p>
<p>あつては、主索又は鎖を緩めた後にかごが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認する。</p>	<p>かごの床若しくはかごの枠を目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。</p>	<p>目視、聴診及び触診により確認する。</p>
	<p>非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が三十分の一を超えていること。</p>	<p>イ 非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。</p> <p>ロ 可動部の動きが円滑</p>

		(九)			(八)			
付部	は釣合鎖の取	釣合ロープ又			かご下綱車			
りの状況	釣合ロープの張	摩耗の状況	音の状況	取付けの状況	外觀の状況	非常止めロープの状況		
かによる。	次に揚げる方法のいずれ	目視により確認する。	聴診により確認する。	テストハンマーによる打検等により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。		
著しい不均等があること	又は錆があること。	著しい摩耗、変形、伸び	異常音があること。	ナットに緩みがあること	欠損又はき裂があること	巻き取り、ロープ抜け出し、形崩れ、より戻り、錆等があり非常止め装置の作動に支障が生じていること。		でないこと又は変形があること。

<p>かご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況</p>	<p>釣合鎖とピット床のすき間の状況</p>	
	<p>目視及び触診により確認する。</p>	<p>イ 釣合ロープを揺らし、その振幅を確認する。 ロ 触診により釣合ロープの張りが均等であることを確認する。</p>
<p>ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。</p>	<p>釣合鎖がピット床に接触していること。</p>	

	(十)		
	釣合おもり底部すき間		
	すき間の状況	釣合ロープ又は釣合鎖の端部における止め金具の取付けの状況 止め金具及びその取付け部の損傷の状況	釣合ロープ又は釣合鎖の端部に おける止め金具の取付けの状況
	すき間を測定する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。
	イ 最小値が昇降機の検査標準（JIS A 四三〇二）における「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていないこと又は最大値が当該検査標準における「定格速度と頂部すき間」の頂部	止め金具又はその取付け部に損傷があること。	取付けが確実でないこと。

		(+)	
		移動ケーブル及び取付部	
取付けの状況		移動ケーブルの軌跡の状況	
目視及び触診により確認する。		かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視により確認する。	
移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実ではなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがある又は損傷があること。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがある又は損傷があること。	ロ 次回の定期検査時又は定期点検時までには、この基準に該当するおそれがあること。
			すき間の規定値を確保できないこと。

		(土)	
		震対策	
		ピット内の耐	
突出物の状況	ガイドレールとのかかりの状況	ロープガード等の状況	移動ケーブルとピット床のすき間の状況
目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視及び触診により確認し又は測定する。	かごを最下階に停止させ、移動ケーブルとピット床とのすき間を確認し又はかごの停止位置と最下階床面までの距離及び移動ケーブルとピット床面までの距離を確認する。
令第二百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部	令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。	移動ケーブルがピット床と接触していること又はかごの停止位置と最下階床面までの距離の二分の一より移動ケーブルとピット床面までの距離が長くないこと。

七 非常用エレベーター			
(-)	(十四)	(十三)	
装置 かが呼び戻し	かがの枠	駆動装置の主索保護カバー（機械室を有しないエレベーターに限る。）	
作動の状況	かがの枠材相互の取付けの状況	取付けの状況	
乗り場及び中央管理室のかが呼び戻し装置を操作し、かが及び乗り場の呼びが取り消され、かご内に設けられた非常停止スイッチの機能が停止する	テストハンマーによる打検等により確認する。	目視及び触診により確認する。	
令第二百二十九条の十三の三第七項の規定に適合しないこと。	ナットに緩みがあること。	取付けが堅固でないこと。	品等に変形、損傷等があること。

		(二)	
		一次消防運転	
取付け及び操作の状況	作動の状況	取付け及び操作の状況	作動の状況
最下階床面以下のスイッチの切り離し又は防滴処理の状況	目視及び触診により確認する。	スイッチ等に防滴処理がされていない場合は一次消防運転モード時の信号が入力が制御器で正しく処理されているか確認し、スイッチ等に防滴処理が	ことを確認する。 目視及び触診により確認する。 作動の状況を確認する。
滑りに行かないこと。	滑りに行かないこと。	滑りに行かないこと。ただし、防滴処理がされている場合は、防滴処理が適切に施されていないこと。	取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。 一次消防運転をしないこと又は乗り場の呼びに応答すること。 スイッチの取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。

		(三)	
		二次消防運転	
		作動の状況	
取付け及び操作の状況		作動の状況を確認する。	<p>。 観を目視により確認する</p> <p>。 されている場合はその外</p>
目視及び触診により確認する。		作動の状況を確認する。	<p>。 観を目視により確認する</p> <p>。 されている場合はその外</p>
取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。	<p>。 状態が乗場場の戸を開いた状態で運転をしないこと</p>	<p>令第二百二十九条の十三の三第九項の規定に適合しないこと、通常時の戸閉時間と同程度の間ブザーが鳴動しないこと、通常時の戸閉時間内で起動すること又はかごの戸若しくは乗り場の戸を開いた状態で運転をしないこと</p>	

(五)	(四)	
その他	予備電源切替 え回路	
中央管理室とか	作動の状況	最下階床面以下のスイッチの切り離し又は防滴処理の状況
通話状態が良好か確認す	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	スイッチ等に防滴処理がされていない場合は二次消防運転モード時の信号入力制御器で正しく処理されているか確認し、スイッチ等に防滴処理がされている場合はその外観を目視により確認する。
令第二百二十九条の十三の	作動が確実でないこと。	信号が入力されても作動しないこと。ただし、防滴処理がされている場合は、防滴処理が適切に施されていないこと。
		速度の状況
		瞬間式回転速度計により測定する。
		令第二百二十九条の十三の三第十一項の規定に適合しないこと。

別表第二

一					
(-)					
機械室への通	(い) 検査項目				
機械室の戸の設	(ろ) 検査事項	防滴処理の状況	浮く物の状況	ピット内の水に	この連絡装置の設置及び作動の状況
設置の状況を目視により	(は) 検査方法	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	る。
令第二百二十九条の九第四	(に) 判定基準	機器の防滴処理が適切に施されていないこと。	ピット内の水に浮く物があること。	規定に適合しないこと。 八号第一若しくは第二の規定に適合しないこと。	三第八項の規定に適合しないこと又は通話が確實でないこと。

機械室（機械及び出入口の戸）			
機械室の戸の自閉できないこと。	階段の状況	機械室への通路の状況	置及び施錠の状況
自閉できないこと。	最も大きいけあげ及び最も小さい踏面を測定する。	機械室までの通路において、高さ又は幅員が最小となる箇所及び障害物がある箇所を目視により確認し又は測定する。	確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。
令第二百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと。	○・七メートル未満であること。	号の規定に適合しないこと又は解錠若しくは施錠ができないこと。
令第二百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと。	通行経路の寸法が高さ一・八メートル未満又は幅員七メートル未満であること。	令第二百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと又は取付けが確実でないこと。
令第二百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと。

								(二)
								機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等
閉機能の状況	昇降機以外の設備等の状況	壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	機械室の床及び機器の汚損の状況	照明装置の状況	開口部又は換気設備の設置及び換気	換気	状況	
る。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	照明の点灯の状況を確認する。	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものについては、その設定を確認する。			
定期検査又は定期点検に支障が生じていること。	漏水が機器に達していること又は窓が破損していること。	機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損があること。	照明装置が正常に作動しないこと。	令第二百二十九条の九第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。				

(四)	(三)					
制御	救出装置	防油堤の状況	標識の状況	消火設備の状況	手巻きハンドル等又は充電回路等の設置の状況	下降弁等の開放の状況
開閉器						
作動の状況		目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	確認する。
手動により遮断操作及び		目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	確認する。
電氣的に開閉しないこと		欠損又はき裂があり、外部に油が流出するおそれがあること。	火気厳禁の標識が掲示されていないこと又は容易に認識できないこと。	機械室又は機械室付近に消火器又は消火砂が設置されていないこと。	特殊告示第一第一号口又は第三号ホの規定に適合しないこと。	下降弁等を操作できず、かごが移動しないこと。

		(七)	(六)	(五)	
器					
絶縁	ズ ヒュー	板	御用基	運転制	器及び
電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電気	設置の状況		の状況	接触器の主接点	電動機主回路用
絶縁抵抗計等により測定する。	目視により確認する。			目視により確認する。	目視により確認する。
回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあつては○・四メガオーム、百五十ボルトを超え三百ボルト	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されるものと異なること。		ロ 変形があること。	イ 著しい摩耗があること。	昇降機が正常に作動しないこと。
					昇降機を運転し、作動の状況を確認する。
					作動の状況
					及び遮断器

(十)	(九)	(八)	
階床選択機	空転防止装置	接地	
表示灯の点灯の	設置及び作動の状況	接地の状況	的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である回路を除く。)
目視により確認する。	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、作動の状況を確認する。	触診により確認する。	
表示灯が点灯すべき時に	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	ト以下のものにあつては ○・二メガオーム、百五十ボルト以下のものにあつては○・一メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。

					(±)				
					油圧				
					電動機				
					及びポンプ				
					ト				
					ニツ				
					ト				
					ト				
状況	呼びの応答の状況	音の状況	発熱の状況（油浸式のものを除く。）	振動の状況	電動機とポンプの連結部の状況（油浸式のものを除く。）	ポンプのパッキン部の状況（油			
	昇降機を運転し、呼びの応答を確認する。	聴診により確認する。	触診により確認する。	触診及び聴診により確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。	目視により確認する。			
点灯しないこと。	呼びの応答がないこと又は呼びを保持若しくは消去しないこと。	異常音があること。	異常な発熱があること。	異常な振動があること。	欠損、き裂又は滑りの異常があること。	著しい油漏れがあること			

(十四)	(十三)	(十二)	
------	------	------	--

逆止弁	安全弁	圧力計	
設置及び作動の状況	設置及び作動の状況	設置の状況	浸式のものを除く。
かごが下降中に動力用電源を遮断して作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させること又はプランジャーストップパ ーの作動の位置でかごを上昇させることにより安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する。	目視により確認する。	
又は第五第二号の規定に	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと。	目視により確認する。 作動の状況を確認する。 目視により確認する。	制御器告示第二第二号の規定に適合しないこと。 作動が確實でないこと。 圧力表示に影響があるような損傷があること。

		(土)	(土)	
	管	油タンク及び圧力配	御弁	流量制
作動油の状況		油漏れの状況		作動の状況
目視又は触診により確認する。		目視により確認する。		加速時、減速時及び走行時のかごの振動を確認する。
運行に支障が生ずるおそれがある異物の混入があること。	油タンク、圧力配管、圧力計、ふた、エアブレーザー、油面計等に著しい油漏れがあること。	油タンク、圧力配管、圧力計、ふた、エアブレーザー、油面計等に著しい油漏れがあること。	加速若しくは減速が緩慢であること又は走行中に異常な振動があること。	かごの加速時若しくは減速時に異常な衝撃があること、加速若しくは減速が緩慢であること、かごが停止しないこと又は作動が緩慢であること。

(六)		(七)
ストップバルブ		
		作動油 温度抑 制装置
作動の状況	起動設定温度の 状況	設置及び作動の 状況 作動油の油量の 状況
ストップバルブを閉じ、	目視により確認する。	かごを最上階若しくは最 下階に停止させ、油面計 を確認し又はかごを最上 階に停止させ、作動油の 油面の高さを目視により 確認する。 起動設定温度の操作又は 起動信号の入力を行い確 認する。
かごが動くこと又は作動	設定値が低温にあつては 摂氏五度未満、高温にあ つては摂氏六十度を超え ないよう設定されていな いこと。	油面計の下限値未満であ ること又は作動油の油面 の高さが吸込口より低い こと。 制動装置告示第四第二号 若しくは第五第二号の規 定に適合しないこと又は 作動しないこと。

				(九)		
				ス		高圧ゴムホース
				変形の状況		油漏れの状況
				油漏れ及び損傷の状況		
				曲げの状況		
目視により確認し又は測定する。		目視により確認する。		目視により確認する。		かごを上昇させ、かごの位置又は作動油量を目視により確認する。
ゴムホースの曲げが液圧用鋼線補強ゴムホースア		イ 油漏れ、き裂等の損傷があること。		異常な変形があること。		油量が変動すること。
と。		ロ 油のにじみがあること。		油漏れがあること。		

共通					
		(-)	(+)		
圧力配管		駆動装置等の耐震対策			
劣化の状況	取付けの状況	措置の状況	転倒及び移動を防止するための	可動部との接触の状況	
目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	診により確認する。	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触	目視により確認する。	
著しい損傷又は腐食があること。	取付けが堅固でないこと又は可動部と接触していること。	と。	令第二百二十九条の八第一項の規定に適合しないこと。	可動部と接触していること。	センブリの規格（JIS B八三六〇）の最小曲げ半径又は液圧用繊維補強ゴムホースアセンブリの規格（JIS B八三六四）の最小曲げ半径未満であること。

										(二)
										調速機（間接式のエレベーターに限る。）
過速スイッチの作動の状況		支点部の状況	取付けの状況	滑車の状況	浸水の状況	油漏れの状況				
作動の状況を確認する。		目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。				
過速スイッチを作動したときに安全回路が遮断されないこと又は安全回路の遮断を保持できないこと。	口 給油が不十分であること。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。	。 取付けが堅固でないこと	。 欠損又はき裂があること	が水に浸かること。	圧力配管又はブラケット	油漏れがあること。			ること。

(三)						
ベーターに限 間接式のエレ 主索又は鎖（						
主索の径の状況	の状況 キャッチの作動	合性の状況 スイッチとの整 合性の状況	速度の状況 キャッチの作動	過速スイッチの 作動速度の状況		
基準階から加速終了位置 又は減速開始位置から基 準階の間にかごがある場	作動の状況を確認する。	目視により作動の順位を 確認する。	瞬間式回転速度計により 作動速度を測定する。	瞬間式回転速度計により 作動速度を測定する。		
イ 最も摩擦の進んだ部 分の直径が綱車にかか らない部分の直径と比	滑ること。 キャッチが作動しないこ と又は調速機用ロープが	下回ること。 キャッチの作動速度が過 速スイッチの作動速度を	。の規定に適合しないこと 制動装置告示第五第二号	。の規定に適合しないこと 制動装置告示第五第二号		と。

る。
)

	主索の素線切れ の状況
合に、主索が綱車にかか る箇所等における最も摩 耗の進んだ部分の直径及 び綱車にかからない部分 の直径を測定する。	基準階から加速終了位置 又は減速開始位置から基 準階の間にかごがある場 合に、主索が綱車にかか る箇所、傷のある箇所等 を目視により確認し、最 も摩損の進んだ部分につ いては重点的に目視によ り確認する。
較して九十パーセント 未満であること。	イ 素線切れ要是正判定 基準のいずれかに該当 すること。 ロ 最も摩耗の進んだ部 分の直径が綱車にかか らない部分の直径と比 較して九十二パーセン ト未満であること。
ロ 素線切れ要重点点検 判定基準のいずれかに 該当すること。	

主索の摩耗粉の状況	主索の損傷及び変形の状況	主索又は鎖の伸びの状況	鎖の給油及び外観の状況	鎖の摩耗の状況
全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。	全長を目視により確認する。	かごを最上階に移動させてプランジャーリミットスイッチの作動の状況を確認する。	全長を目視により確認する。	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基
主索の摩耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。	著しい損傷又は変形があること。	かごが最上階の着床位置より低い状態でプランジャーリミットスイッチが作動すること。	イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。 ロ 給油が不十分であること。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない

	(四)
	主索又は鎖の張り（間接式のエレベーターに限る。）
	張りの状況
<p>準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。</p>	<p>次に掲げる方法のいずれかによる。</p> <p>イ 各主索又は鎖の末端部のスプリングの高さを目視により確認する。</p> <p>ロ かご上において主索又は鎖を揺らし、その振幅を確認する。</p> <p>ハ かご上において触診</p>
<p>部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。</p>	<p>著しい不均等があること。</p>

		(五)	
		主索又は鎖及び調速機ロープの取付部（間接式のエレベーターに限る。）	
止め金具及びその状況	主索又は鎖及び調速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況	かご及びシリンダーにおける止め金具の取付けの状況	
目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	により主索又は鎖の張りが均等であることを確認する。
止め金具又はその取付部	取付けが確実でないこと。	ダブルナットにあつてはナット間に緩みがあり、割ピンにあつてはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあつては取付けが確実でないこと。	

		(六)		
		主索又は鎖の緩み検出装置（間接式のエレベーターに限る。）	取付けの状況 作動の状況	の取付部の損傷の状況
		(七)		
	はかり装置（乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであつて、特殊告示第一第六号に掲げるもの以外のものに限る。）	警報並びにかご及び乗り場の戸の状況 取付けの状況	目視及び触診により確認する。 目視及び触診により確認する。	に損傷があること。
			検出装置を作動させ確認する。	
			作動の状況を確認する。	
			作動しないこと。	
			取付けが堅固でないこと。	
			令第二百二十九条の第十三項第四号の規定に適合しないこと。	
			取付けが堅固でないこと。	

			(八)		(九)		(十)	
			プランジャー		プランジャー ストッパー		シリンダー	
			取付けの状況		設置及び作動の 状況		劣化の状況	パッキン及びエ
			目視及び触診により確認 する。		リミットスイッチを無効 とした上でかごを上昇さ せ、作動の状況を確認す る。		目視により確認する。	目視により確認する。
			構成部材の取付けが堅固 でないこと。		制動装置告示第四第二号 又は第五第二号の規定に 適合しないこと又はかご が停止しないこと。		著しい損傷又は腐食があ ること。	著しい油漏れがあること
			かご上又はピットにおい て目視又は触診により確 認し、シリンダーパッキ ンからの著しい油漏れが ある場合にあつては、全 長を詳細に確認する。					
			劣化の状況					

(十四)	(十三)	(十二)	(十一)	
地震時等管制 運転装置（特	戸開走行保護 装置	速度	防火区画貫通 部	
加速度を検知す る部分の取付け	設置及び作動の 状況	かごの上昇時及 び下降時の速度 の状況	油圧配管、電線 及び作動油戻し 配管の防火区画 貫通部の状況	ア抜き部からの 油漏れの状況 取付けの状況
目視及び触診により確認 する。	設置及び作動の状況を確 認する。	無負荷運転時のかごの速 度を瞬間式回転速度計に より測定する。	防火区画貫通部の措置の 状況を目視により確認す る。	テストハンマーによる打 検等により確認する。
平成二十年国土交通省告 示第千五百三十六号第二	令第二百二十九条の第十三 項第一号の規定に適合し ないこと。	定格速度の百二十五パー セントを超えていること	令第一百十二条第十五項又 は令第二百二十九条の二の 五第一項第七号の規定に 適合しないこと。	ナットに緩みがあること

(六)		(五)	
機械室を有し換気設備等（		降下防止装置	<p>殊告示第一第四号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。）</p>
開口部又は換気設備の設置及び	設置及び作動の状況	予備電源の作動の状況	<p>の状況</p> <p>作動の状況</p>
設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があ	設置及び作動の状況を確認する。	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	<p>作動の状況を確認する。</p>
特殊告示第一第三号の規定に適合しないこと又	特殊告示第一第三号への規定に適合しないことは機械的にかごの降下を停止することができないこと。	作動が確実でないこと。	<p>第一号又は第二号の規定に適合しないこと。</p> <p>平成二十年国土交通省告示第千五百三十六号第二第三号の規定に適合しないこと。</p>

三 か ご 室	
	(七)
かごの壁又は 囲い、天井及 び床	ないエレベ ーターに限る。 制御盤扉（か ごと干渉しな いものを除く 。）
かごの構造及び 設置の状況	換気の状態 設置又は開放ス イッチの作動の 状況
目視により確認する。	るものにあつてはその設 定を確認する。 開放スイッチがあるもの にあつてはその作動の状 況を確認し、開放スイッ チがないものにあつては ねじ等により固定されて いる等容易に制御盤扉が 開かない措置が講じられ ているかを確認する。
変形、摩耗、腐食等によ り運行に支障が生じてい ること、ガラスの欠損若 しくはひび割れがあるこ と又は使用できない部材	は起動設定温度が不適切 に設定されていること。 開放スイッチがあるもの にあつては制御盤扉を引 き出したときに開放スイ ッチが作動しないこと、 開放スイッチがないもの にあつては容易に制御盤 扉が開く又は開くおそれ があること。

		(二)	
		かごの戸及び敷居	
可燃物の状況	戸及び敷居の構造及び設置の状況	戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況（特殊告示第一第七号及び第八号に掲げるエレベーター	目視により確認する。
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。
があること。	令第二百二十九条の六第二号の規定に適合しないこと。	平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第二三号又は第四号の規定に適合しないこと。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。

<p>ターを除く。)</p>	<p>敷居とドアシューの摩耗の状況</p>	<p>ドアシューのかかりの状況</p>		<p>戸の可燃物の状況</p>	<p>戸の開閉の状況</p>
<p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認し又は測定する。</p>	<p>目視により確認し又は測定する。</p>		<p>目視により確認する。</p>	<p>目視及び触診により確認</p>
<p>敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。</p>	<p>引き戸にあつては無負荷時において敷居溝とドアシューのかかりが六ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。</p>	<p>令第二百二十九条の六第二号の規定に適合しないこと。</p>		<p>戸の開閉が円滑でないこと。</p>	<p>戸の開閉が円滑でないこと。</p>

				(三)	
				かごの戸のス イツチ	
		戸の反転作動の 状況（動力によ り自閉するもの に限る。）	連結ロープの状 況	取付けの状況	スイッチの作動 の状況
		目視及び触診により確認 する。	目視及び触診により確認 する。	目視及び触診により確認 する。	次に掲げる方法のいずれ かによる。 イ 途中階においてかご を停止させ、かごの戸 を開いた後、徐々に戸 を閉め、作動の位置を
		反転作動をしないこと。	変形、摩耗、錆、腐食、 素線切れ等により運行に 支障が生じていること。	取付けが堅固でないこと 。	制御器告示第二第三号の 規定に適合しないこと又 は作動の位置が両引き戸 若しくは上下戸にあつて は七十五ミリメートル、 片引き戸、上げ戸若しく
		と。			

	(四)	(五)	
	戸開き状態において作動する予圧装置	床合わせ補正装置及び着床装置	
	作動の状況	床合わせ補正装置の状況	
目視により確認し又は測定する。 ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視により確認し又は測定する。	予圧時にかごが動かないことを確認する。	着床面からかごをおおむね五十ミリメートルの位置及び七十五ミリメートルを超え二百ミリメートルの間に移動させ、戸を	
は下げ戸にあつては五十ミリメートルを超えていること。	かごが動くこと。	制御器告示第二第一号の規定に適合しないこと。	

			(ハ)
			かご操作盤及び表示器
状況	操作箱の施錠の	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	かご操作盤及び押しボタン等の目視及び触診により確認する。
	触診により確認する。	押しボタン等の作動の状況を確認する。	取付けが堅固でないこと。
	施錠できないこと。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないものにあつては、特殊告示第一第七号イの規定に適合しないこと。	損していること。

				(九)	
				外部への連絡装置（令第二百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーターを除く。）	
		表示器の状況		設置及び作動の状況	
		目視により確認する。		破損の状況	
		目視及び触診により確認する。		通電時及び電源遮断時に外部との連絡ができるか確認する。ヘリコプターの発着の用に供される屋上に突出して停止するエレベーターで、屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有しないもの（以下「ヘリポート用エレベーター」という。）にあつては、屋上と他の出口	
口 通話装置の音量又は		表示しないこと又は表示が不鮮明であること。		イ 令第二百二十九条の十第三項第三号の規定に適合しないこと、連絡装置が作動しない若しくは容易に操作できないこと又はヘリポート用エレベーターにあつては特殊告示第一第八号の規定に適合しないこと。	

(三)	(二)	(一)	(十)	
乗用エレベーター 停電灯装置（	置 かごの照明装	用途、積載量 及び最大定員 の標識	かご内の停止 スイッチ	
照度の状況	設置及び照度の 状況	設置及び表示の 状況	設置及び作動の 状況	
確認するとともに、照明	設置の状況を目視により 目視により確認し又は照 度計により測定する。	設置及び表示の状況を確認する。	設置及び作動の状況を確認する。	入口との連絡ができるかを併せて確認する。
項第四号の規定に適合し	令第二百二十九条の第十三 第八号の規定に適合しないこと。	平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第一 と又は表示に誤りがあること。	制御器告示第二第三号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。	警報ベル等の鳴動音が小さいこと。

かご	四				
	(一)	(十四)			
スイッチ	かご上の停止	を 除く。)	に 掲げる もの	示 第一 第七 号	一 及び 特殊 告
状況	設置及び作動の	状況	フ ェッ シ ア プ レ	一 ト の 取 付 け の	定 の 適 用 の あ る エ レ ベ ー タ
認 す る。	設置及び作動の状況を確		目 視 及 び 触 診 に よ り 確 認 す る。	離 を 測 定 す る。	か ご の 床 先 と 昇 降 路 壁 及 び 出 入 口 の 床 先 と の す き 間 の 状 況
規 定 に 適 合 し な い こ と 又	制御器告示第二第三号の		取 付 け が 堅 固 で な い こ と		か ご の 床 先 （ 令 第 百 二 十 九 条 の 十 一 の 規 定 の 適 用 の あ る エ レ ベ ー タ 一 及 び 特 殊 告 示 第 一 第 七 号
					タ 一 及 び 寢 台 用 エ レ ベ ー タ 一 に 限 る。)
					電 源 を 遮 断 し、 作 動 の 状 況 を お お む ね 一 分 間 確 認 し、 操 作 注 意 銘 板 が 容 易 に 認 識 で き る こ と を 確 認 す る。
					な い こ と 又 は 操 作 注 意 銘 板 が 容 易 に 認 識 で き な い こ と。

		(二)	(三)		
		頂部安全距離 確保スイッチ	上部リミット (強制停止) スイッチ(間 接式のエレベ ーターに限る 。)		
		設置及び作動の 状況	設置及び作動の 状況	取付けの状況	取付けの状況
		設置及び作動の状況を確認する。	設置及び作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。
		制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。	昇降機が上昇運転できること。	取付けが堅固でないこと	取付けが堅固でないこと
		は作動時に昇降機が運転できること。			

(五) プランジャー ストッパーで 停止したとき のかごの頂部 すき間（間接 式のエレベ ーターに限る。	(四) プランジャー リミットスイ ッチ（間接式 のエレベータ ーに限る。）
すき間の状況	設置及び作動の 状況 作動の位置 取付けの状況
すき間の測定 する。	設置及び作動の状況を確認する。 目視及び触診により確認する。 スイッチによりかごを停止させ、その停止位置を確認する。
昇降機の検査標準（JIS A 四三〇二）の「かご最上部の機器との頂部すき間」の規定値を満たしていないこと。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。 スイッチより先にプランジャーストッパーが作動すること。 取付けが堅固でないこと。

		(九)	
		調速機 ロープ	
素線切れの状況		径の状況	
<p>基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、ロープが綱車にか</p>		<p>基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、ロープが綱車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。</p>	<p>り確認する。</p>
ロ	イ	ロ	イ
<p>素線切れ要重点点検</p>	<p>素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。</p>	<p>最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。</p>	<p>摩耗により運行に支障をきたしていること。</p>

(十)			
かごの非常救出第一第七号に掲げるエレベーターを除く。			
構造及び設置の状況	損傷及び変形の状況	摩耗粉の状況	
ふたの構造及びスイッチの作動の状況を確認する。	全長を目視により確認する。	全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。	かる箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。
令第二百二十九条の六第一号又は第四号（かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターにあつては、特殊告示第一号）の規定に適合し	著しい損傷又は変形があること。	ロープの摩耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。	判定基準のいずれかに該当すること。

		(三)	(二)	(一)
路の開口部の		施錠装置（特 殊告示第一第 八号に掲げる エレベーター の屋上の昇降	ガイドレール 及びレールブ ラケット	かごのガイド シユール等
スイッチの作動	状況	取付けの状況	劣化の状況	取付けの状況 摩耗の状況
作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認 する。	目視により確認する。	テストハンマーによる打 検等により確認する。 目視、聴診及び触診によ り確認する。
令第二百二十九条の八第二	と。 号の規定に適合しないこ と。	取付けが堅固でないこと 。	著しい損傷又は腐食があ ること。	ナットに緩みがあること 。 しゅう動部又は回転部の 摩耗により運行に支障が 生じていること。
				ないこと。

(十四)					
戸を除く。）	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	劣化の状況	スイッチの作動の位置	の状況
	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	スイッチの作動の位置を確認する。	
項の規定に適合しないこと。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。	ロ ロック機構に変形があること。	イ 著しい損傷又は腐食があること。	昇降機の検査標準（JIS A 四三〇二）における乗り場の戸のロック及びスイッチに係る規定に適合しないこと。	

				(五)	
				乗里場の戸及び敷居（特殊告示第一第八号に掲げるエレベーターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）	
可燃物の状況	戸及び敷居の構造及び設置の状況	戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	敷居とドアシューの摩擦の状況	目視により確認する。	あること。
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。	令第二百二十九条の七第二号の規定に適合しないこと。	変形、摩擦、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。	平成二十年国土交通省告示第千四百五十四号第七号又は第八号の規定に適合しないこと。	敷居又はドアシューに著しい摩擦があること。

<p>ドアシューのかかりの状況</p>	<p>戸の可燃物の状況</p>	<p>戸の開閉の状況</p>	<p>戸の自閉の状況</p>	<p>連結ロープ及び</p>
<p>目視により確認し又は測定する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>目視及び触診により確認する。</p>	<p>目視及び触診により確認する。</p>	<p>目視及び触診により確認</p>
<p>引き戸にあつては敷居溝とドアシューのかかりが六ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。</p>	<p>令第二百二十九条の七第二号の規定に適合しないこと。</p>	<p>戸の開閉が円滑でないこと。</p>	<p>ドアクローザーの作動領域で自閉しないこと。</p>	<p>変形、摩耗、錆、腐食、</p>

		(七)				(六)	
及び取付部		移動ケーブル	震対策			昇降路内の耐	
取付けの状況	移動ケーブルの損傷の状況	突出物の状況	ガイドレールとのかかりの状況	の状況	ロープガード等の状況	ドアクローザー	ロープの状況
目視及び触診により確認	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視により確認し又は測定する。	目視及び触診により確認し又は測定する。	する。	
移動ケーブルの端部又は	損傷があること。	令第二百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。	令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。	素線切れ等により運行に支障が生じていること。	

				(六)	
				かごの戸の開閉機構	
開放の状況	停電時等の手動開放の状況	構成部材の取付けの状況	摩耗の状況	開閉の状況	
によりかごの戸が開くこと。	かごの戸と乗り場の戸のロック機構の係合が外れた位置に停止させ、手動開放できないこと。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び聴診により確認する。	する。
	取付けが堅固でないこと。	開閉機構が摩耗していることにより、戸の開閉に支障が生じていること。	開閉に支障が生じていること。	戸の開閉時の異常音又は異常な振動により、戸の開閉に支障が生じていること。	引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。

		五 乗 場			
		(-)		(五)	
		及び表示器		かごの枠	
破損の状況		表示器の状況	押しボタン等の 作動の状況	かごの枠材相互 の取付けの状況	
する。	目視及び触診により確認	目視により確認する。	作動の状況を確認する。 ヘリポート用エレベーター にあつては、鍵を用い なければ操作できないこ とを併せて確認する。	検等により確認する。 目視及び触診により確認 する。	とを確認する。
が著しく破損しているこ	表示部又は押しボタン等	表示しないこと又は表示 が不鮮明であること。	押しボタン等が機能しな い若しくは操作が円滑に 行えないこと又はヘリポ ート用エレベーターにあ つては、特殊告示第一第 八号ホの規定に適合しな いこと。	ナットに緩みがあること 。 取付けが堅固でないこと 。	

		(二)	(三)
		非常解錠装置	乗り場の戸の遮煙構造
設置及び作動の状況	取付けの状況	気密材の状況	気密材の取付けの状況
最上階及び最下階にあつては専用の鍵により乗り場から解錠でき、途中階にあつてはかご上から装置を操作し、解錠できることを確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。
イ 平成二十年国土交通省告示第千四百四十七号第三号の規定に適合しないこと又は解錠できなないこと。	ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。	劣化、破損等があること	取付けが堅固でないこと
と。			取付けが確実でないこと
			戸が開状態において主電源
			の状況
			停電時の戸閉機

(五)	(四)	
の開口部の戸	屋上の昇降路	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造
可燃物の状況	状況	<p>能の状況</p> <p>火災時の戸閉機能の状況</p> <p>戸閉時間の状況（戸の面積が三平方メートル以内のものに限る。）</p>
目視により確認する。	目視により確認する。	<p>以外による作動の状況を確認する。</p> <p>制御器に火災信号を入力し、作動の状況を確認する。</p> <p>戸の閉鎖時間を確認する。</p>
令第二百二十九条の七第二号の規定に適合しないこと	特殊告示第一第二号の規定に適合しないこと。	<p>戸が閉じないこと。</p> <p>昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一号イの規定に適合しないこと。</p>

ト ピ ッ 六					
	(一)	保守用停止ス イッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号への 規定に適合しないこと、 作動時にかごが動く又は 自己保持しないこと。
	(七)	制御盤扉（三方 方枠の一部に 収納されたもの に限る。）	構造及び設置の 状況	目視及び触診により確認 する。	制御盤扉がないこと、破 損していること又は施錠 若しくは解錠ができない こと。
	(六)	屋上の柵及び 警報装置（ヘ リポート用エ レベーターに 限る。）	柵の設置及び警 報装置の作動の 状況	設置及び作動の状況を確認 する。	特殊告示第一第八号口の 規定に適合しないこと。
		（ヘリポート 用エレベータ ーに限る。）			と。

		(二)	(三)
		底部安全距離 確保スイッチ	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ（間接式のエレベーターに限る。）
	設置及び作動の状況	取付けの状況	設置及び作動の状況
	設置及び作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認する。	設置及び作動の状況を確認する。
	特殊告示第一第三号への規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が下降運転できること。	取付けが堅固でないこと。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあつては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあつては昇降機が下降運転できること。
			ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合にあつ

		(四)			
		緩衝器及び緩衝材			
劣化の状況	設置及び取付けの状況	取付けの状況	リミットスイッチの作動の位置	作動の位置	
目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	スイッチの作動の位置を確認する。	緩衝器とのすき間を確認する。	
著しい損傷又は腐食があること。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。	取付けが堅固でないこと。	ドアゾーン内で作動しないこと。	てはかごが緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあってはストロークの二分の一を超えるまでに作動しないこと。	

(六)		(五)	ピット床	張り車（間接式のエレベーターに限る。）				
汚損及び防水の	取付け及びピット床等とのすき間の状況	作動の状況	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び聴診により確認する。	作動の状況（油入式のものに限る。）	油量の状況（油入式のものに限る。）	全圧縮した後、復帰するまでの時間を確認する。
汚損又は防水不良があり	取付けが確実にないこと又はピット床若しくはピット機器に干渉していること。	かごの走行中の異常音、異常な振動等により運行に支障が生じていること。				九十秒以内に復帰しないこと。	イ 油量が適量でないこと。 ロ ドレン部から油漏れがあること。	

(七)							
かご非常止め装置（間接式のエレベーターに限る。）							
状況	冠水の状況	ピット内機器の状況	機構部の状況	取付けの状況	作動の状況	非常止め作動時のかごの水平度	状況
	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	主索又は鎖が緩んだことを目視又は緩み検出装置の作動により確認する。	かごの床若しくはかごの枠を目視により確認し又はかごの床の傾きを精密	運行に支障が生じていること。
	機器に影響を及ぼす冠水があること。	著しい損傷又は腐食があること。	著しい損傷又は腐食があること。	取付けが堅固でないこと。	非常止め装置が作動しないこと。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が三十分の一を超	

		(八)		
		かご下綱車（ 間接式のエレ ベーターに限 る。）		
音の状況	取付けの状況	外観の状況	作動時及び復帰 時の構成部材の 状況	
聴診により確認する。	テストハンマーによる打 検等により確認する。	目視により確認する。	目視、聴診及び触診によ り確認する。	水準器により測定する。
異常音があること。	ナットに緩みがあること 。	欠損又はき裂があること 。	ロ 可動部の動きが円滑 でないこと又は変形が あること。 又は正常に復帰しない こと。	え ていること。 イ 非常止め作動時に機 械装置、調速機、ロー プ若しくはスラックロ ープに損傷があること 又は正常に復帰しない こと。

		(十)	(九)
		移動ケーブル及び取付部	シリンダー下の綱車（間接式のエレベーターに限る。）
移動ケーブルと	取付けの状況	移動ケーブルの軌跡の状況	外観の状況
かごを最下階に停止させ	目視及び触診により確認する。	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視により確認する。	目視により確認する。
移動ケーブルがピット床	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実ではなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。	欠損又はき裂があること。 ナットに緩みがあること。
			音の状況
			聴診により確認する。
			取付けの状況
			検等により確認する。
			テストハンマーによる打

		(十)	
		震対策	ピット内の耐
突出物の状況	ガイドレールとのかかりの状況	ロープガード等の状況（間接式のエレベーターに限る。）	ピット床のすき間の状況
目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視及び触診により確認し又は測定する。	、移動ケーブルとピット床とのすき間を確認し又はかごの停止位置と最下階床面までの距離及び移動ケーブルとピット床面までの距離を確認する。
令第二百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部	令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。	と接触していること又はかごの停止位置と最下階床面までの距離の二分の一より移動ケーブルとピット床面までの距離が長くないこと。

別表第三

一 駆動 装置 (油 圧式 以外)	(一)						(イ)検査項目 電動機
	(二)						
減速機	音の状況						(ロ)検査事項
	潤滑油の油量の	振動の状況	音の状況	振動の状況	発熱の状況	音の状況	
オイルゲージ等を目視に	聴診及び触診により確認する。	聴診により確認する。	聴診及び触診により確認する。	触診により確認する。	聴診により確認する。	(ハ)検査方法	
油量が適量でないこと。	異常な振動があること。	異常音があること。	異常な振動があること。	異常な発熱があること。	異常音があること。	(ニ)判定基準	

(±)	
かごの枠	
かごの枠材相互の取付けの状況	
テストハンマーによる打検等により確認する。	
品等に変形、損傷等があること。 ナットに緩みがあること。	

(三)									
ブレーキ									
油の付着の状況	限る。)	動があるものに	の状況（間接駆	キヤッチの作動	非常止め装置の	発熱の状況	油漏れの状況	潤滑油の劣化の 状況	状況
目視により確認する。				作動の状況を確認する。	触診により確認する。		目視により確認する。	色及び不純物を目視により確認する。	より確認する。
ドラム又はディスクのパ ッドのしゅう動面に制動 力又は保持力に影響を与				と。 キヤッチが作動しないこ	異常な発熱があること。		オイルシールから著しい 油漏れがあること。	著しい変色又は摩耗粉が あること。	

	<p>パッドとドラム及びディスクとの接 触の状況（同心 軸上にて回転する パッドにより制動 するものを除く。 ）</p>	<p>ブレーキコイルの 発熱の状況</p> <p>制動力の状況</p>
	<p>目視及び聴診により確認す る。</p>	<p>触診により確認する。</p> <p>次に掲げる方法のいずれ かにより確認する。 イ かごに積載荷重の一 ・ 二五倍の荷重を加え 、定格速度で下降中に</p>
<p>えるおそれのある油の付 着があること。</p> <p>走行中にパッドとドラム 又はディスクが接触して いること。</p>	<p>ブレーキコイルに異常な 発熱があること。</p>	<p>イの検査方法により検査 した場合にあっては制動 距離が百ミリメートルを 超えていること、ロの検 査方法により検査した場</p>

動力を遮断し、制動距離を確認する。

ロ かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。

合にあつては制動距離が次の式によつて算出されるLを超えていること。

$$L \parallel \frac{100G}{G+1.25P}$$

この式において、L、G及びPは、それぞれの数値を表すものとする。

L 制動距離の基準値（単位 ミリメートル）

G かご等の昇降する部分の固定荷重（単位 キログラ

				(四)	
				駆動方 式（該 当する ものを 選択す る。）	
				ロー プ式 ・巻 胴式	
主索の素線切れの 状況		主索の径の状況			
基準階から加速終了位置又 は減速開始位置から基準階 の間にかごがある場合に、		基準階から加速終了位置又 は減速開始位置から基準階 の間にかごがある場合に、 主索が綱車にかかる箇所等 における最も摩耗の進んだ 部分の直径及び綱車にかか らない部分の直径を測定す る。			
イ 素線切れ要是正判定 基準のいずれかに該当 すること。		イ 最も摩耗の進んだ部 分の直径が綱車にかか らない部分の直径と比 較して九十二パーセン ト未満であること。		P 定格積載量（単 位 キログラム） ム）	

	<p>主索が綱車にかかる箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。</p>	<p>ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。</p>
<p>主索の摩耗粉の状況</p>	<p>全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。</p>	<p>主索の摩耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。</p>
<p>主索の損傷及び変形の状況</p>	<p>全長を目視により確認する。</p>	<p>著しい損傷又は変形があること。</p>
<p>主索の張りの状況</p>	<p>触診により主索の張りが均等であることを確認する。</p>	<p>著しい不均等があること。</p>
<p>主索と昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける</p>	<p>目視及び触診により確認する。</p>	<p>ダブルナットにあつてはナット間に緩みがあり、割ピンにあつてはピンに</p>

ける止め金具の取付けの状況	主索の端部における止め金具の取付けの状況	止め金具及びその取付け部の損傷の状況	ロープ式におけるスプロケット型綱車の歯の欠損及びき裂の状況	巻胴式における主
	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。
欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実にないと。	取付けが確実にないこと	止め金具及びその取付け部に損傷があること。	欠損又はき裂があること	作動しないこと。

ソケット	スプーン	チェ	式	ニオ	クピ	ラッ		
鎖の摩耗の状況	鎖の張りの状況	滑車の作動の状況	歯の欠損及びき裂の状況	取付けの状況	振動の状況	音の状況	綱車又は巻胴の欠損及びき裂の状況	索の緩み検出装置の作動の状況
基準階から加速終了位置又	触診により鎖の張りが均等であることを確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	聴診及び触診により確認する。	聴診により確認する。	目視により確認する。	
最も摩耗の進んだ部分の	著しい不均等があること。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。	歯に欠損又はき裂があること。	取付けが堅固でないこと。	異常な振動があること。	異常音があること。	欠損又はき裂があること。	

式	チエ ーン ラッ クピ ニオ ン式
	<p>滑節構造部材の作 動の状況</p> <p>鎖の摩耗の状況</p>
<p>は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。</p>	<p>作動の状況を確認する。</p> <p>基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部</p>
<p>長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。</p>	<p>動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。</p> <p>最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。</p>

		(四)	(五)	(六)
	圧力計	設置の状況	安全弁	逆止弁
く。)	作動の状況	損傷の状況	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況
	目視により確認する。	目視により確認する。	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させること又はプランジャーストッパーの作動の位置でかごを上昇させることにより安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する。	かごが下降中に動力用電源を遮断して作動の状況を確認する。
制御器告示第二第二号の規定に適合しないこと。	作動が確実にないこと。	圧力表示に影響があるような損傷があること。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと又は安全弁作動圧力の銘板値があるときはその値を超えていること。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと、かごが停止しないこと

		(八)		(七)	
		管 圧力配 ク及び 油タン		御弁 流量制	
作動油の油量の状	作動油の状況	油漏れの状況	作動の状況		
かごを最上階若しくは最下	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	加速時、減速時及び走行時のかごの振動を確認する。		
油面計の下限値未満であること。	運行に支障が生ずるおそれがある異物の混入があること。	油タンク、圧力配管、圧力計、ふた、エアブリーザー、油面計等に著しい油漏れがあること。	かごの加速時若しくは減速時に異常な衝撃があること、加速若しくは減速が緩慢であること又は走行中に異常な振動があること。	又は作動が緩慢であること。	

		(九)		(十)
	ストップバルブ		作動油 温度抑 制装置	
	作動の状況	況	況	況
	確認する。 又は作動油量を目視により 確認する。	目視により確認する。	起動設定温度の操作又は起 動信号の入力を行い確認す る。	階に停止させ、油面計を確 認し又はかごを最上階に停 止させ、作動油の油面の高 さを目視により確認する。
	かごが動くこと又は作動 油量が変動すること。	設定値が低温にあつては 摂氏五度未満、高温にあ つては摂氏六十度を超え ないよう設定されていな いこと。	制動装置告示第六第三号 の規定に適合しないこと 又は作動しないこと。	ること又は作動油の油面 の高さが吸込口より低い こと。

				(±)	
				高圧ゴムホース	
	曲げの状況	油漏れ及び損傷の状況	変形の状況	油漏れの状況	
	目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。	視により確認する。 ストップバルブが閉じている状態又はプランジャーストップパーが作動した状態においてかごを上昇させ、目視により確認する。	目視により確認する。	
強ゴムホースアセンブリ	ゴムホースの曲げが液圧用鋼線補強ゴムホースアセンブリの規格（JIS B 八三六〇）の最小曲げ半径又は液圧用繊維補強ゴムホースアセンブリ	イ 油漏れ、き裂等の損傷があること。 ロ 油のにじみがあること。		異常な変形があること。	油漏れがあること。

		(±)		(±)			
式 （下枠及び アーム）	パンタグラフ	圧力配管					
		かごの保持の状況	浸水の状況	油漏れの状況	劣化の状況	取付けの状況	可動部との接触の状況
五キログラムの偏荷重をか	上部乗り場において、かごの前後又は左右に概ね六十	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	
°	かごの床の水平度が三十分の一を超えていること	圧力配管又はブラケットが水に浸かること。	油漏れがあること。	著しい損傷又は腐食があること。	取付けが堅固でないこと又は可動部と接触していること。	可動部と接触していること。	の規格（JIS B八三六四）の最小曲げ半径未満であること。

(五)		(四)			
プランジャー ストッパー		プランジャー			
状況	設置及び作動の	劣化の状況	取付けの状況	下枠及びアーム部の状況	
とした上でかごを上昇さ	リミットスイッチを無効	確認する。	かご上又はピットにおいて目視又は触診により確認し、シリンダーパッキンからの著しい油漏れがある場合にあっては、全長を詳細に確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。
の規定に適合しないこと	制動装置告示第六第三号	著しい損傷又は腐食があること。	構成部材の取付けが堅固でないこと。	ナットに緩みがあること。	
				テストハンマーによる打検等により確認する。	け、かごの床の傾きを目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。

(七) 主索又は鎖（ 間接式のエレ ベーターに限 る。）	(八) シリンダー	
主索の径の状況	劣化の状況 パッキン及びエア 抜き部からの油漏 れの状況 取付けの状況	
基準階から加速終了位置又 は減速開始位置から基準階 の間にかごがある場合に、 主索が綱車にかかる箇所等 における最も摩耗の進んだ 部分の直径及び綱車にかか らない部分の直径を測定す	目視により確認する。 目視により確認する。 目視により確認する。	せ、作動の状況を確認す る。 又はかごが停止しないこ と。
最も摩耗の進んだ部 分の直径が綱車にかか	イ 最も摩耗の進んだ部 分の直径が綱車にかか らない部分の直径と比 較して九十パーセント 未満であること。	ナットに緩みがあること 。著しい油漏れがあること 。著しい損傷又は腐食があ ること。

<p>主索の損傷及び変形の状況</p>	<p>主索の摩耗粉の状況</p>	<p>主索の素線切れの状況</p>	
<p>。全長を目視により確認する</p>	<p>全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。 だ部分については重点的に目視により確認する。 傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。</p>	<p>る。</p>
<p>著しい損傷又は変形があること。</p>	<p>主索の摩耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。</p>	<p>ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。</p>	<p>イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 らない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。</p>

(六)			
伸び	主索又は鎖の		
伸びの状況	主索又は鎖の伸びの状況	鎖の摩耗の状況	鎖の給油及び外観の状況
ミットスイッチの作動の状況	かごを最上階の着床位置に移動させてプランジャーより低い状態でプランジャーリミットスイッチが	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	全長を目視により確認する。 イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。 ロ 給油が不十分であること。
ヤリリミットスイッチが	かごが最上階の着床位置より低い状態でプランジャーリミットスイッチが	最も摩耗の進んだ部分の直径が鎖車にかからない部分の直径と比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。	

		(十九)	
		(二十)	
		主索又は鎖の 張り（間接式 のエレベータ ーに限る。）	主索又は鎖の 取付部（間接 式のエレベータ ーに限る。）
		張りの状況	昇降路の横架材 並びにかご及び 釣合おもりにお ける止め金具の 取付けの状況
		目視及び触診により確認す る。	目視及び触診により確認す る。
		等であることを確認する。	目視及び触診により確認す る。
		作動すること。 著しい不均等があるこ と。	ダブルナットにあつては ナット間に緩みがあり、 割ピンにあつてはピンに 欠損、曲げ不足等があり 、その他の方法にあつて は取付けが確実でないこ と。
			目視及び触診により確認す る。 取付けが確実でないこと

共通		三		
		(一)	(三)	
救出装置		主索又は鎖の緩み検出装置（間接式のエレベーターに限る。）		
止め金具及びその取付部の損傷の状況	取付けの状況	作動の状況	手巻きハンドル等又は充電回路等の設置の状況	制動装置等の開放の状況（油圧式のエレベーター
目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	制動装置等の作動の状況を確認する。
止め金具及びその取付部に損傷があること。	取付けが堅固でないこと。	作動しないこと。	手巻きハンドル等又は充電回路等が設置されていないこと。	制動装置等を操作できず、かごが移動しないこと。

		(三)	(二)		
		制御器			
継電器、接触器		断器	び遮器及	開閉	
電動機主回路用	作動の状況		作動の状況	専用救出用具の設置の状況	（以外のものに限る。） 下降弁等の開放の状況（油圧式のエレベーターに限る。）
目視により確認する。	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	開閉することを確認する。	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に	目視により確認する。	下降弁等の作動の状況を確認する。
イ 著しい摩耗があること	昇降機が正常に作動しないこと。		電氣的に開閉しないこと	渡し板等の専用救出用具が装備されていないこと	下降弁等を操作できず、かごが移動しないこと。

		(四)	(五)
器及	び運	転制	御用
基板	ヒューズ	絶縁	
接触器の主接点	の状況	設置の状況	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設
		目視により確認する。	絶縁抵抗計等により測定する。
と。	ロ 変形があること。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。	回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあつては○・四メガオーム、百五十ボルトを超え三百ボルト以下のものにあつては○・二メガオーム、百五十ボルト以下のものにあつては○・一メガオーム

		(七)	(六)	
		耐震対策		
			接地	
突出物の状況	の か か り の 状 況	ガイ ド レ ール と	ロー プ ガ ード 等 の 状 況	け ら れ て お り、 電 圧 が 直 流 六 十 ボ ルト 又 は 交 流 二 十 五 ボ ルト 以 下 で あ る 回 路 を 除 く。)
目視により確認する。	す る。	目 視 に よ り 確 認 し 又 は 測 定	目 視 及 び 触 診 に よ り 確 認 し 又 は 測 定 す る。	触 診 に よ り 確 認 す る。
令 第 百 二 十 九 条 の 七 第 五 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。	な い こ と。	令 第 百 二 十 九 条 の 四 第 三 項 第 三 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。	令 第 百 二 十 九 条 の 四 第 三 項 第 四 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。	接 地 線 が 接 地 端 子 に 緊 結 さ れ て い な い こ と。
				以 上 の 絶 縁 抵 抗 が な い こ と。

四 か ご 室			
(一)	(八)		
かごの壁又は 囲い、天井及 び床	速度		
かごの構造及び設 置の状況	かごの上昇時及 び下降時の速度 の状況	転倒及び移動を 防止するための 措置の状況	
目視により確認する。	無負荷運転時のかごの速 度を瞬間式回転速度計に より測定する。	駆動装置及び制御器の取 付けの状況を目視又は触 診により確認する。	
変形、摩耗、腐食等によ り運行に支障が生じてい ること。	。定格速度の百二十五パー セントを超えていること	と。令第二百二十九条の八第一 項の規定に適合しないこ と。	と又は保護措置に係る部 品等に変形、損傷等があ ること。

		(二)			
		かごの戸又は可動式の手すり	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	目視により確認する。	特殊告示第一第九号の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じること。
	(三)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ（かごの戸又は可動式の手すりのスイッチが必要なものに限る。）	スイッチの設置及び作動の状況	目視及び触診により確認する。 乗降位置において戸又は可動式の手すりを徐々に閉じ、作動の状況を確認する。	戸又は可動式の手すりの開閉が円滑でないこと。 特殊告示第一第九号の規定に適合しないこと又は戸若しくは可動式の手すりが閉じていない状態においてかごが昇降すること。
		取付けの状況		目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと

		(五)					(四)
		タッチ リモートコン トロールスイ					かご操作盤及び 表示器
動の状況	押しボタン等の作 付けの状況	押しボタン等の取 付けの状況	破損の状況	表示器の状況	押しボタン等の作 動の状況	押しボタン等の取付 けの状況	かご操作盤及び押し ボタン等の取付 る。
	作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認す る。	目視及び触診により確認 する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認す る。	目視及び触診により確認す る。
いこと又はかご操作ボタ	押しボタン等が機能しな いこと	取付けが堅固でないこと	表示部又は押しボタン等 が著しく破損しているこ と。	表示しないこと又は表示 が不鮮明であること。	押しボタン等が機能しな いこと又は操作が円滑に 行えないこと。	押しボタン等が機能しな いこと又は操作が円滑に 行えないこと。	取付けが堅固でないこと

(八)	(七)		(六)	
用途、積載量	タッチ 非常停止スイ		外部への連絡 装置	
設置及び表示の状	取付けの状況	作動の状況	作動の状況	
設置及び表示の状況を確認	目視及び触診により確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	
特殊告示第一第九号イの	取付けが堅固でないこと	制動装置告示第六第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。	小さいこと。 口 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が	作できないこと。 イ 通話装置、警報ベル等の連絡装置が作動しないこと又は容易に操作できないこと。 ン等の停止機能が優先されないこと。

(七)		(十)	(九)	
かご非常止め装置（かご非常止め装置が必要な		かごの床先と出入口の床先との水平距離	車止め	及び最大定員の標識
作動の状況	渡し板の劣化の状況及び作動の状況	かごの床先と出入口の床先とのすき間の状況	取付けの状況	況
非常止め装置を作動させ、ブレーキを開放し、かごが動かないことを確認する。	目視により確認し及び作動の状況を確認する。	目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	目視及び触診により確認する。	する。
かごが動くこと。	著しい損傷若しくは腐食があること又は渡し板若しくはその跳ね上げ機構が作動しないこと。	特殊告示第一第九号の規定に適合しないこと。	車止めの機能が適切でないこと。	規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。

(三)	(三)								
たみ機構	かごの折りた	かごのガイドシ ュー等							ものに限る。)
でかごを開閉する	作動の状況（手動	取付けの状況	非常止め作動時 のかごの水平度	取付けの状況	劣化の状況				
作動の状況を確認する。	目視、聴診及び触診により 確認する。	テストハンマーによる打検 等により確認する。	かごの床の傾きを精密水準 器により測定する。	目視及び触診により確認す る。	目視により確認する。				
かごが昇降中に、かごの 折りたたみ機構が開いて	しゅう動部又は回転部の 摩耗により運行に支障が 生じていること。	ナットに緩みがあること	非常止め装置が作動した 状態においてかごの床の 水平度が三十分の一を超 えていること。	取付けが堅固でないこと	著しい損傷又は腐食があ ること。				

(十五)		(十四)					
運転キー（運転キーが必要）		かごの着脱機構（かごが着脱するものに限る。）					
作動の状況	機構部の状況	インターロックの状況	ロックの状況	作動の状況（動力を使用してかごを開閉するものに限る。）			ものに限る。）
作動の状況を確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。			
特殊告示第一第九号ニの規定に適合しないこと又	著しい損傷又は腐食があること。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。	作動しないこと。	特殊告示第一第九号ニの規定に適合しないこと。			もかごが停止しないこと又はかごの折りたたみ機構が折りたたんでもかごが停止しないこと。

		五 乗 場 及 び 昇 降 路						
(二)	(一)							
チ（乗り場の	すりのスイツ	は可動式の手	乗り場の戸又	る。) なものに限				
状況	スイッチの作動の	破損の状況	表示器の状況	動の状況	押しボタン等の作	付けの状況	押しボタン等の取	
。じ、作動の状況を	確認する	乗降位置において、徐々に	戸又は可動式の手すりを閉	目視及び触診により確認す	る。	目視及び触診により確認す	る。	
すりが閉じていない状態	は戸若しくは可動式の手	規定に適合しないこと又	特殊告示第一第九号ハの	表示部又は押しボタン等	が著しく破損しているこ	と。	は作動しないこと。	
				表示しないこと又は表示	が不鮮明であること。	表示部又は押しボタン等	押しボタン等が機能しな	
				行えないこと。	いこと又は操作が円滑に	取付けが堅固でないこと		

				(三)			
				ドアロック		戸又は可動式の手すりのスイッチが必要なものに限る。	
ドアロックの解錠 の状況（機械式解錠 の状況（電気式解錠 タイプのものに限る。）	ドアロックの解錠 の状況（電気式解錠 タイプのものに限る。）	取付けの状況	取付けの状況	インターロックの 状況	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認すること。
かごを乗り場停止位置から 五十ミリメートルから百ミ リメートル以内の位置に 移動させること。	かごを乗り場停止位置以外 で停止させ、解錠の状況を 確認すること。	目視及び触診により確認す る。	目視及び触診により確認す る。	作動の状況を確認する。	機械的ロックがかかる前 に、電気スイッチが入る こと。	取付けが堅固でないこと	取付けが堅固でないこと
解錠すること。	解錠すること。						においてかごが昇降する こと。

(六)	(五)		(四)		
ファイナルリ ミットスイツ	乗り場の戸又 は可動式の手 すり		非常停止スイ ツチ		
設置の状況	戸又は可動式 の手すりの開閉 の状況	戸又は可動式 の手すりの構造 及び設置の状況	取付けの状況	作動の状況	錠タイプのもの に限る。)
設置の状況を確認する。	目視及び触診 により確認す る。	目視により確認 する。	目視及び触診 により確認す る。	作動の状況を確認 する。	リメートルまでの 位置に停止させ、 解錠の状況を確認 する。
制動装置告示第六 第五号の規定に 適合しないこと	戸又は可動式 の手すりの開閉 が円滑でないこと。	変形、摩耗、腐食 等により運行に支障 が生じていること。	取付けが堅固でない こと。	制動装置告示第六 第七号の規定に適合 しないこと又は作動 しないこと。	

		<p>チ及びリミット（強制停止）スイッチ</p>
	<p>作動の状況</p>	<p>作動の状況を確認する。</p> <p>。ファイナルリミットスイッチにあつては緩衝器若しくは緩衝材に当たる前に作動しないこと又はファイナルリミットスイッチの代替スイッチ（障害物検出装置等を含む。）が床面等に当たつても作動しないこと、リミットスイッチにあつては着床位置の七十五ミリメートル以内において作動しないこと又はリミットスイッチが作動している状態において昇降機が運転でき</p>

		(七)	
		移動ケーブル及び びトロリー	
取付けの状況	移動ケーブルの軌 跡の状況	取付けの状況	
目視及び触診により確認す る。	目視により確認する。	目視及び触診により確認す る。	
移動ケーブル及びびトロリ ーの端部及び引止め部の	移動ケーブルが他の機器 若しくは突出物と接触し 、損傷を受けるおそれが あること又は損傷がある こと。	取付けが堅固でないこと 。	ること（上部リミットス イッチ作動時における昇 降機の下降運転の場合又 は下部リミットスイッチ 作動時における昇降機 の上昇運転の場合を除く。 ）。

(十一)	(十)	(九)		(八)	
置 障害物検出装	の カバー 、 駆動装置等 ガイドレール	ツ ット	び ガイドレール及 ブレールブラケ	昇 降路側壁等 の 囲い	
作 動の 状 況	取 付 け の 状 況	劣 化 の 状 況	取 付 け の 状 況	置 の 状 況 囲 い の 構 造 及 び 設	
作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	目 視 及 び 触 診 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	テ ス ト ハン マー に よ る 打 検 等 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	
接 触 式 に あ っ て は 障 害 物 に 接 触 し て も 作 動 し な い	取 付 け が 堅 固 で な い こ と	著 し い 損 傷 又 は 腐 食 が あ る こ と。	ナ ット に 緩 み が あ る こ と	き 裂 又 は 漏 水 に よ り 運 行 に 支 障 が 生 じ て い る こ と	取 付 け が 確 実 で な く、 運 行 に 支 障 が 生 ず る お そ れ が あ る こ と。

				(±)	
				折りたたみレール	
式のものに限る。	進入防止用ストッパの状況（機械式のものに限る。	進入防止用安全スイッチの作動の状況	進入防止用安全スイッチの作動の状況	ジョイント部の状況	障害物除去後の作動の状況
	目視及び触診により確認する。	レールを折りたたんだ状態でかごを昇降し、進入防止用安全スイッチの作動の状況を確認する。		かごを昇降して確認する。	作動の状況を確認する。
。取付けが堅固でないこと	進入防止用ストッパの	進入防止用安全スイッチが作動しないこと。	進入防止用安全スイッチが作動しないこと。	ジョイント部のすき間、段差又は芯ずれにより、走行中に著しいかごの振動があること。	こと、非接触式にあっては障害物を感知しても作動しないこと。 操作ボタンを押し直さなくとも作動すること。

別表第四

		装置 駆動		一	
(三)		(二)		(一)	
				制御器	(イ)検査項目
ズ ヒュー	板	御用基	運転制	器及び 、継電 接触器	断器 及び遮 閉器
設置の状況	の状況	電動機主回路用 接触器の主接点	の状況	作動の状況	(ロ)検査事項
目視により確認する。		目視により確認する。	昇降機を運転し、作動の状 況を確認する。	手動により遮断操作及び投 入操作を行い、電氣的に 開閉することを確認する。	(ハ)検査方法
ヒューズの溶断電流が制 御器等で指定されたもの と異なること。	ロ 変形があること。	イ 著しい摩耗があるこ と。	昇降機が正常に作動しな いこと。	電氣的に開閉しないこと	(ニ)判定基準

(五)	(四)
接地	絶縁
接地の状況	<p>電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である回路を除く。）</p>
触診により確認する。	<p>絶縁抵抗計等により測定する。</p>
接地線が接地端子に緊結されていないこと。	<p>回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあつては○・四メガオーム、百五十ボルトを超え三百ボルト以下のものにあつては○・二メガオーム、百五十ボルト以下のものにあつては○・一メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。</p>

							(七)	(六)		
							減速機	電動機		
キャッチの作動	非常止め装置の	発熱の状況	油漏れの状況	潤滑油の劣化の状況	潤滑油の油量の状況	振動の状況	音の状況	振動の状況	発熱の状況	音の状況
作動の状況を確認する。	触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	色及び不純物を目視により確認する。	オイルゲージ等を目視により確認する。	聴診及び触診により確認する。	聴診により確認する。	触診及び聴診により確認する。	触診により確認する。	聴診により確認する。
と。	キャッチが作動しないこと。	異常な発熱があること。	油漏れがあること。	オイルシールから著しい	著しい変色又は摩耗粉があること。	異常な振動があること。	異常音があること。	異常な振動があること。	異常な発熱があること。	異常音があること。

				(八)	
				ブレーキ	
ブレーキコイル	のを除く。)	より制動するも 転するパッドに 同心軸上にて回 の接触の状況 (及びディスクと パッドとドラム の接触の状況 (油の付着の状況	の状況 (間接駆 動があるものに 限る。)
触診により確認する。			目視及び聴診により確認す る。	目視により確認する。	
ブレーキコイルに異常な		いること。	又はディスクが接触して 走行中にパッドとドラム	ドラム又はディスクのパ ッドのしゅう動面に制動 力又は保持力に影響を与 えるおそれのある油の付 着があること。	

<p>の発熱の状況</p>	<p>次に掲げる方法のいずれかにより確認する。</p> <p>イ いすに積載荷重の一・二五倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。</p> <p>ロ いすが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。</p>	<p>発熱があること。</p> <p>イの検査方法により検査した場合にあっては制動距離が百ミリメートルを超えていること、ロの検査方法により検査した場合にあっては制動距離が次の式によって算出されるLを超えていること。</p> $L = \frac{100G}{G+1.25P}$ <p>この式において、L、G及びPは、それぞれの次の数値を表すものとする。</p>
---------------	--	--

				(九)	
る。 選択す ものを		当する もの		駆動方 式(該 式)	
ラック ピニオ ン式		ローラ ー)		摩擦式 (駆動 式)	
音の状況		駆動ローラーの 状況			
聴診及び触診により確認す る。		聴診により確認する。		かごを昇降して確認する 。	
異常な振動があること。		異常音があること。		ローラーの摩擦又は損傷 により昇降できないこと 。	<p>L 制動距離の基準 値(単位 ミリメ ートル)</p> <p>G かご等の昇降す る部分の固定荷重 (単位 キログラ ム)</p> <p>P 定格積載量(単 位 キログラム)</p>

		ト式 ロケツ ンスプ チエー			
鎖の摩耗の状況	鎖の張りの状況	鎖の張りが均等であることを確認する。	触診により鎖の張りが均等であることを確認する。	滑車の作動の状況	取付けの状況
鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にか	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にか	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。	著しい不均等があること。	作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認する。
				動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。	歯に欠損又はき裂があること。
					歯の欠損及びき裂の状況

(十)	
置 鎖の緩み検出装	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> オン式 クピニ ンラツ チエー </div>
作動の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">鎖の摩耗の状況</div> <div style="width: 45%;">滑節構造部材の作動の状況</div> </div>
作動の状況を確認する。	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>作動の状況を確認する。</p> <p>からない部分の長さを測定する。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。</p> </div> </div>
作動しないこと。	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。</p> </div> </div>

(三)					(二)	(一)
ー等 かごのガイドシユ	限る。 置が必要なものに 劣化の状況				かご非常止め装置 (かご非常止め装 置が必要なもの に限る。)	駆動装置等のカ バー
取付けの状況	非常止め作動時 のかごの水平度	取付けの状況	劣化の状況	作動の状況	取付けの状況	
テストハンマーによる打検 等により確認する。	かごの床の傾きを精密水準 器により測定する。	目視及び触診により確認す る。	目視により確認する。	非常止め装置を作動させ、 ブレーキを開放し、かごが 動かないことを確認する。	目視及び触診により確認 する。	
ナットに緩みがあること	非常止め装置が作動した 状態においてかごの床の 水平度が三十分の一を超 えていること。	取付けが堅固でないこと	著しい損傷又は腐食があ ること。	かごが動くこと。	取付けが堅固でないこと	

		(十四)	
チ 制停止) スイッチ びリミット(強 ットスイッチ及 ファイナルリミ			
摩耗の状況	設置の状況	作動の状況	
目視、聴診及び触診により 確認する。	設置の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	
しゅう動部又は回転部の 摩耗により運行に支障が が生じていること。	制動装置告示第七第四号 の規定に適合しないこと 。	ファイナルリミットスイ ッチにあつては緩衝器若 しくは緩衝材に当たる前 に作動しないこと又はフ イナルリミットスイッ チの代替スイッチ(障害物 検出装置等を含む。)が 床面等に当たっても作動 しないこと、リミットス イッチにあつては着床位	

(十五)		
充電池		
作動電圧の状況	取付けの状況	
定する。	電圧を電圧計等により測	目視及び触診により確認する。
と。	定格電圧が得られないこと	取付けが堅固でないこと 置の七十五ミリメートル以内において作動しないこと又はリミットスイッチが作動している状態において昇降機が運転できないこと（上部リミットスイッチ作動時における昇降機の下降運転の場合又は下部リミットスイッチ作動時における昇降機の上昇運転の場合を除く。）

二 い す 関 係						
(二)	(一)	(七)	(六)			
い す 操 作 盤 の ボ	い す 部	速 度	駆 動 装 置 等 の 耐 震 対 策			
押 し ボ タ ン 又 は	い す 部 の 構 造 及 び 設 置 の 状 況	か ご の 上 昇 時 及 び 下 降 時 の 速 度 の 状 況	防 止 す る た め の 措 置 の 状 況	給 電 部 の 絶 縁 処 置 の 状 況	端 子 部 の 状 況	外 観 の 状 況
作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	無 負 荷 運 転 時 の か ご の 速 度 を 瞬 間 式 回 転 速 度 計 に よ り 測 定 す る。	診 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	触 診 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。
押 し ボ タ ン 又 は 操 作 レ バ	変 形 、 摩 耗 、 腐 食 等 に よ り 運 行 に 支 障 が 生 じ て い る こ と。	定 格 速 度 の 百 二 十 五 パー セント を 超 え て い る こ と	令 第 百 二 十 九 条 の 八 第一 項 の 規 定 に 適 合 し ない こ と。	通 常 の 使 用 状 態 に お い て 給 電 部 に 容 易 に 触 れ ら れ る こ と。	端 子 部 に 緩 み が あ る こ と	電 解 液 漏 れ が あ る こ と。

(五)	(四)	(三)	
障害物検出装置	用途、積載量及び最大定員の標識	いすの回転装置	
作動の状況	設置及び表示の状況	インターロックの状況	回転装置の作動の状況 操作レバーの作動の状況
作動の状況を確認する。	設置及び表示の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。
接触式にあつては障害物に接触しても作動しないこと、非接触式にあつては障害物を感知しても作動しないこと。	令第二百二十九条の六第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。	回転装置のロックがかからないこと。 —から手を離しても停止しないこと。

		(七)	(六)	
	(八)		安全ベルト	運転キー
	いすの折りたたみ機構		安全ベルトの状況	作動の状況
	作動の状況	取付けの状況	装着の状況	障害物除去後の作動の状況
	作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認する。	装着することにより確認する。	作動の状況を確認する。
	いすの折りたたみ機構が折りたたまれた状態又は開いた状態を保持しないこと。	装置の取付ビス又はボルトに緩みがあること。	バックルを装着できないこと又は装着した状態を保持できないこと。	操作ボタンを押し直さなくとも作動すること。 作動しないこと。 変形若しくは破損により切断するおそれがあること又は切断していること。

		三 乗 場 及 び 階 段			
(四)	(三)	(二)	(一)		
折りたたみレール	ガイドレール及び レールブラケット	リモートコント ロールスイッチ	乗り場の押しボ タン等		
ジョイント部の 劣化の状況	取付けの状況	押しボタン等の 取付けの状況	押しボタン等の 作動の状況	損傷の状況	
かごを昇降して確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	
ジョイント部のすき間、	著しい損傷又は腐食があること。	ナットに緩みがあること。	取付けが堅固でないこと。	構成部材の損傷、摩耗等によりいすが水平な状態を保持できないこと。	
		押しボタン等が機能しないこと又はかご操作ボタン等の停止機能が優先されないこと。	押しボタン等から手を離しても停止しないこと。		

(五)				ル
トローリー	移動ケーブル及び	移動ケーブルの軌跡の状況	進入防止用ストップパールの状況（機械式のものに限る。）	進入防止用安全スイッチの作動の状況
	目視により確認する。		目視及び触診により確認する。	レールを折りたたんだ状態でかごを昇降し、進入防止用安全スイッチの作動の状況を確認する。
	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。		進入防止用ストップパールの取付けが堅固でないこと。	進入防止用安全スイッチが作動しないこと。
				段差又は芯ずれにより、走行中に著しいかごの振動があること。

		(七)		(六)			
		耐震対策		充電装置			
取付けの状況	充電の状況	端子部の状況	接触子の状況	ロープガード等の状況	ガイドレールとのかかりの状況	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。
目視及び触診により確認する。	充電されることを確認する。	触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認し又は測定する。	目視により確認し又は測定する。	移動ケーブル及びトロリの端部及び引止め部の取付けが確実になく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	充電されないこと。
端子部に緩みがあること。	端子部に緩みがあること。	接触子に変形、摩耗、錆又は腐食があること。	令第二百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に適合し	令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に適合し		

別表第五

一 機械室			
(二)	(一)		
制御器 開閉器 及び遮断器	機械室内の状況	(イ) 検査項目	
作動の状況	昇降機以外の設備等の状況	(ロ) 検査事項	突出物の状況
手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	目視により確認する。	(ハ) 検査方法	目視により確認する。
電氣的に開閉しないこと	機械室内に昇降機と関係のない設備等があること又は定期検査若しくは定期点検に支障が生じていること。	(ニ) 判定基準	ないこと。 令第二百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。

	(三)	(四)	(五)
接触器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	設置の状況	絶縁
昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認する。	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が
昇降機が正常に作動しないこと。	目視により確認する。	目視により確認する。	絶縁抵抗計等により測定する。
イ 著しい摩耗があること。	ロ 変形があること。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。	回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあつては ○・四メガオーム、百五十ボルトを超え三百ボルト以下のものにあつては ○・二メガオーム、百五

					(七)	(六)			
電動機					接地				
						接地の状況	除く。)	接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である回路を除く。	接地の状況
火花を確認する。	無負荷運転し、目視により	る。	触診及び聴診により確認する。	触診により確認する。	聴診により確認する。	触診により確認する。	触診により確認する。	触診により確認する。	著しい火花があること。
					十ボルト以下のものにあつては〇・一メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。				
					接地線が接地端子に緊結されていないこと。				
					異常音があること。				
					異常な発熱があること。				
					異常な振動があること。				

				(八)	
				ブレーキ	
		油の付着の状況	ブラシの摩耗の状況		
		目視により確認する。	目視により残存長さを確認し又は測定する。		
		着があること。	ピグテールの金具から五ミリメートル以内であること。		
		イ 次回の定期検査時又は定期点検時までにパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。	ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれ		
		パッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。		

<p>ブレーキ制動時のプランジャーの状況</p>	<p>パッドとドラム及びディスクとの接触の状況（同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。）</p>	
<p>より確認する。</p>	<p>踏段を保持している状態において目視又は触診により確認する。</p>	<p>目視及び聴診により確認する。</p>
<p>はプランジャーの余裕ス</p>	<p>プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーの余裕ス</p>	<p>がない最小の厚さの一・二倍（電気制動式のものにあつては、一・一倍）以下であつて、重点的に点検が必要な状態にあること。</p> <p>走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。</p>

		(九)			
		減速機			
油漏れの状況	状況	潤滑油の劣化の状況	潤滑油の油量の状況	停止距離の状況	構成機器の作動の状況
目視により確認する。	確認する。	色及び不純物を目視により確認する。	オイルゲージ等を目視により確認する。	踏段の無積載上昇時に非常停止ボタンを押し、停止距離を測定する。	作動の状況を確認する。
オイルシールから著しい	あること。	著しい変色又は摩耗粉があること。	油量が適量でないこと。	平成十二年建設省告示第千四百二十四号第三号の規定に適合しないこと。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。
					ブレーキコイルの発熱の状況
					触診により確認する。
					トロークがないこと。
					ブレーキコイルに異常な発熱があること。

		(十)	(十一)
		駆動鎖（駆動鎖を設けたものに限る。）	踏段反転装置
発熱の状況	音の状況	振動の状況	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況
踏段鎖の張りの状況	反転装置の作動の状況	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いの状況（ベルトのものを除く。）	踏段鎖の張りの状況
目視により確認する。	目視及び聴診により確認する。	目視及び聴診により確認する。	目視及び聴診により確認する。
油漏れがあること。	異常な発熱があること。	異常音があること。	異常な振動があること。
従動輪に著しい揺れがあること。	踏段の反転が円滑でないこと。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いに異常があること。

二 昇 降 口					
(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)
ランディングプレート	くし板	くし板及び踏段のかみ合い	インレットガード	昇降起動スイッチ	警報及び運転休止スイッチ
状況（ベルトのものを除く。）	劣化の状況	欠損の状況	かみ合いの状況	取付けの状況	作動の状況
	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	作動の状況を確認する。
著しい損傷又は腐食があること。	くし歯が欠損していること。	くし板と踏段とのかみ合いに異常があること。	取付けが堅固でないこと。	作動しないこと。	警報音が鳴動しないこと又は運転休止ができないこと。

		三 中間 部		
				(七)
		装置		速度
ハンドレールと		ハンドレールの駆動力の状況	ハンドレールとのかみ合いの状況	踏段の上昇時及び下降時の速度の状況
踏段の上昇及び下降中に踏	。視及び聴診により確認する 。 駆動装置の劣化の状況を目視及び聴診により確認する	踏段の下降中に上部乗り場においてハンドレールを手で水平に引っ張ることにより確認し又はばね秤等を使用しハンドレールが停止する力を測定するとともに、	目視及び聴診により確認する。	無負荷運転時の踏段の速度を瞬間式回転速度計により測定する。
令第二百二十九条の十二第	異常音があること。	しくはベルトにき裂、摩耗等があること又は	ロ 駆動輪、ローラー若	定格速度の百十パーセントを超えていること。
		により停止すること。	イ ハンドレールが百五十二ニュートン未満の力	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。

(五)	(四)		(三)	(二)	
<p>踏段レール又はローラー</p>	<p>踏段</p>		<p>内側板</p>	<p>ハンドレール</p>	
<p>劣化及び振動の状況</p>	<p>劣化の状況</p>	<p>ローラーゴムの面の劣化の状況</p>	<p>踏面とライザーの劣化の状況</p>	<p>劣化の状況</p>	<p>踏段の同期の状況</p>
<p>目視により確認し、踏段上での振動の有無を確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>段上でハンドレールをつかみ、踏段とハンドレールの同期を確認する。</p>
<p>著しい損傷若しくは腐食があること又は踏段上で異常な振動があること。</p>	<p>著しい損傷又は腐食があること。</p>	<p>著しい損傷又は腐食があること。</p>	<p>著しい損傷又は腐食があること。</p>	<p>著しい損傷又は腐食があること。</p>	<p>一項第三号（速度が途中で変化するエスカレーターにあつては、特殊告示第二第三号ト）の規定に適合しないこと。</p>

		(六)	
		階段相互のすき間	
		すき間の状況	取付けの状況
		上水平部において最も大きい階段相互のすき間を測定する。	目視及び触診により確認する。
<p>口 平成十二年建設省告示第千四百十七号第一</p>	<p>イ 平成十二年建設省告示第千四百十七号第一 第二号（速度が途中で変化するエスカレーターにあつては、特殊告示第二第三号ハ）の規定に適合しないこと。</p>	<p>取付けが堅固でないこと。</p>	<p>ただし、ローラーにあつては剥離、損傷、ローラー締結部の緩み等によりベルトの運行に支障が生ずるおそれがあること。</p>

四			
(一)		(七)	
インレットスイツ		スカートガード	
設置及び作動の		劣化の状況	
設置及び作動の状況を確認		目視により確認する。	
平成十二年建設省告示第		著しい損傷又は腐食があること。	第二号（速度が途中で変化するエスカレーターにあつては、特殊告示第二第三号ハ）に定める基準の〇・九五倍を超えていること。
		全長にわたり目視により確認し又は測定する。	
		踏段とスカートガードのすき間	
			平成十二年建設省告示第千四百十七号第一第一号（速度が途中で変化するエスカレーターにあつては、特殊告示第二第三号ロ）の規定に適合しないこと。

		安全装置	
(四)	(三)	(二)	
踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	スカートガードスイツチ	非常停止ボタン	チ
設置及び作動の状況	設置及び作動の状況	作動の状況	状況
設置の状況を目視により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	設置の状況を目視により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	作動の状況を確認する。	する。
平成十二年建設省告示第千四百二十四号第二号イの規定に適合しないこと又は作動しないこと。	平成十二年建設省告示第千四百二十四号第二号ニの規定に適合しないこと又は作動しないこと。	作動しないこと。	千四百二十四号第二号ホの規定に適合しないこと又は作動しないこと。

		(五)	
		踏段浮上り検出装 置	
可動部の状況		可動部の状況	
目視及び触診により確認する。		目視及び触診により確認する。	
イ 可動部の動きが円滑でないこと。	ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること	イ 可動部の動きが円滑でないこと。	ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること
昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。		昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。	

				(六)
				駆動鎖切断時停止装置
設定の状況		可動部の状況		作動の状況
駆動鎖切断を検出したときに停止機構が作動する設定がなされていることを確認		目視及び触診により確認する。		スイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。
設定されていないこと。	口 給油すべき箇所給油が不十分であること。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。		昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。

		五 安 全 策	
(二)	(一)	(七)	
誘導柵 防止用仕切板及び 転落防止柵、進入	交差部固定保護板	ハンドレール停止 検出装置	
間 誘導柵とのすき 間	破損の状況	作動の状況	
より確認し又は測定する。	目視により確認する。	ハンドレール停止を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	する。
又は二百ミリメートルを超えていること。	破損していること。	平成十二年建設省告示第千四百十七号第一第三号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。	作動しないこと。
メートル未満であること	ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が百四十ミリ		

<p>外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間</p>	<p>ハンドレールから仕切板までの距離</p>	<p>取付けの状況</p>	<p>破損の状況</p>
<p>ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認し又は測定する。</p>	<p>ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認し又は距離を測定する。</p>	<p>ハンドレールの外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視及び触診により確認する。</p>	<p>ハンドレールの外縁又は先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により</p>
<p>外側板又は建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が百ミリメートルを超えていること。</p>	<p>ハンドレールから仕切板までの距離が五十ミリメートル未満であること又は百五十ミリメートルを超えていること。</p>	<p>取付けが堅固でないこと。</p>	<p>破損していること。</p>

		(三)	(四)	(五)
		落下物防止網	踏段上直部の障害物	交差部可動警告板
		破損の状況	障害物の状況	設置の状況
		確認する。 ハンドレールの外縁あるいは先端から周囲五百ミリメートル以内の範囲を目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視により確認し又は測定する。
		破損していること。	踏段から鉛直距離二千百ミリメートル以内に障害物があること。	可動警告板が厚さ三ミリメートル未満、前縁の円筒部が直径五十ミリメートル未満又は円筒部がハンドレールを乗り越えること。
	取付けの状況			取付けの状況
	る。 目視及び触診により確認する。			る。 目視及び触診により確認する。
	る。 取付けが堅固でないこと			る。 取付けが堅固でないこと

その							
六	(一)	(八)	(七)	(六)			
車いす搬送用踏段 (車いす搬送用踏 段の状況)	車いすを搬送す る状況	防火区画を形成す るシャッター又は 戸との連動停止装 置(連動停止装置 が必要なものに限 る。)	設置及び連動停 止の作動の状況	破損の状況	取付けの状況	設置の状況	踏段面注意標識 の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。 設置の状況を目視により確 認し並びにシャッター及び 戸の閉鎖を検出する信号を 入力し、作動の状況を確認 する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認す る。	目視により確認し又は測定 する。	目視により確認する。	目視により確認する。
踏面が同一水平でないこ と又は車止めに異常があ る。	破損していること。	平成十二年建設省告示第 千四百二十四号第二号ハ の規定に適合しないこと 又は作動しないこと。	破損していること。	取付けが堅固でないこと 。	取付けが堅固でないこと 。 ートル未満であること。 までの距離が五十ミリメ ートル未満であること。	ハンドレールから仕切板 までの距離が五十ミリメ ートル未満であること。	標識が鮮明でないこと。 破損していること。

別表第六

		一 機 械 室			他	
		(二)		(一)		
		ト	点検用 コンセン	機械室への経路 及び点検口の戸	(イ)検査項目	
通電の状況	破損の状況	設置の状況	点検口の戸の 設置及び施錠 の状況	路の状況	機械室への経 路の状況	(ウ)検査事項
目視により確認する。 点検灯、作業灯、テスタ ー等により通電の状況を 確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	設置の状況を目視により 確認し、施錠の状況を戸 を解錠及び施錠して確認 する。	目視により確認する。	目視により確認する。	(ハ)検査方法
通電していないこと。	破損していること。	コンセントが設置され ていないこと。	錠若しくは施錠ができ ないこと。	戸がないこと、戸が破 損していること又は解 錠若しくは施錠ができ ないこと。	機械室への経路が確保 されていないこと。	(ニ)判定基準
					段が必要なものに 限る。)	
					ること。	

(六)	(五)	(四)		(三)
絶縁	ヒューズ	板	御用基	制御器 開閉器 及び遮断器
電動機、制御器等の回路の	設置の状況	接点の状況	電動機主回路用接触器の主	作動の状況
絶縁抵抗計等により測定する。	目視により確認する。		目視により確認する。	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。 手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。
回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあつ	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。	ロ 変形があること。	イ 著しい摩耗があること。	昇降機が正常に作動しないこと。 電氣的に開閉しないこと。

(七)	
接地	
接地の状況	<p>絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流六十ボルト又は交流二十又は交流二十五ボルト以下である回路を除く。）</p>
触診により確認する。	
接地線が接地端子に繋が結されていないこと。	<p>ては〇・四メガオーム、百五十ボルトを超え三百ボルト以下のものにあつては〇・二メガオーム、百五十ボルト以下のものにあつては〇・一メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。</p>

(±)	(+)	
-----	-----	--

ブレイ	軸受			欠損及びき裂の状況	回転の状況	
	油の付着の状況	振動の状況	音の状況			
目視により確認する。	触診及び聴診により確認する。	聴診により確認する。	触診により確認する。	目視により確認する。	振動を触診及び聴診により確認する。	
ドラム又はディスクの	異常な振動があること	異常音があること。	異常な発熱があること	欠損又はき裂があること。	回転時に異常音又は異常な振動があること。	付近において停止させるときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること又はU溝を除く溝で主索が底当たりしていること。

キ

	取付けの状況	パッドの厚さの状況
	目視及び触診により確認する。	パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。
パッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。	取付けが確実でないこと又は可動部の給油が不十分であること。	イ 次回の定期検査時又は定期点検時までパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。 ロ パッドの厚さが運

<p>のを除く。)</p> <p>り制動するも</p> <p>るパッドによ</p> <p>上にて回転す</p> <p>状況（同心軸</p> <p>クとの接触の</p> <p>ム及びデイス</p> <p>パッドとドラ</p>	<p>目視及び聴診により確</p> <p>認する。</p>
<p>していること。</p> <p>ム又はディスクが接触</p> <p>走行中にパッドとドラ</p>	<p>行に支障が生ずるお</p> <p>それが無い最小の厚</p> <p>さの一・二倍（電気</p> <p>制動式のものにあっ</p> <p>ては、一・一倍）以</p> <p>下であつて、重点的</p> <p>な点検が必要な状態</p> <p>にあること。</p>

ブレーキ制動時のプランジヤーの状況	かごを保持している状態において目視又は触診により確認する。	プランジヤーが他の機器等と干渉していること又はプランジヤーの余裕ストロークがないこと。
ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
構成機器の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。
作動時の状況（電気制動式のものに限る。）	ブレーキ制動時の状態を目視及び聴診により確認する。	電気制動により停止速度に達する前にパッドとドラムがしゅう動していること。
制動力の状況	かごの無積載上昇時（	ブレーキが作動しない

	(十四)		(十三)		(十二)	
装置	主索の緩み検出		電動機		そらせ車	
	取付けの状況	振動の状況	発熱の状況	音の状況	音の状況	取付けの状況
	目視及び触診により確認する。	触診及び聴診により確認する。	触診により確認する。	聴診により確認する。	聴診により確認する。	テストハンマーによる打検等により確認する。
	取付けが堅固でないこと。	異常な振動があること。	異常な発熱があること。	異常音があること。	異常音があること。	ナットに緩みがあること。
						外観の状況
						目視により確認する。
						巻胴式にあつてはかごの無積載下降時にブレーキの制動を確認する。
						欠損又はき裂があること。
						こと又はかごが停止しないこと。

二 か ご 室					
(一)	(六)	(五)			
い、天井及び床 かごの壁又は囲	速度	主索の巻過ぎ検 出装置			
かごの構造及び 設置の状況	かごの上昇時 及び下降時の 速度の状況	作動の位置	作動の状況	取付けの状況	作動の状況
目視により確認する。	無負荷運転時のかごの 速度を瞬間式回転速度 計により測定する。	作動したときのかごと 緩衝器等とのすき間及 びロープの巻き溝の状 況を確認する。	作動の状況を確認する 。	目視及び触診により確 認する。	作動の状況を確認する。
変形、摩耗、腐食等に より運行に支障が生じ ていること。	定格速度の百二十五パ ーセントを超えている こと。	かごが緩衝器等に接す る前に作動しないこと 又はロープの巻き溝が なくなる前に作動しな いこと。	作動しないこと。	取付けが堅固でないこ と。	作動しないこと。

れ 口	し 入	階 出	最 上	三				
(一)					(四)	(三)	(二)	
				主索	かごの戸	搭乗禁止の標識	積載量の標識	
				径の状況	戸の開閉の状況	設置の状況	設置及び表示の状況	可燃物の状況
				出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に、主索が綱車にかか	目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	設置及び表示の状況を確認する。	目視により確認する。
				る箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及	こと。	設置されていないこと。	設置されていないこと又は表示に誤りがあること。	難燃材料を使用していないこと。
				口 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車に	戸の開閉が円滑でないこと。	設置されていないこと。	設置されていないこと又は表示に誤りがあること。	難燃材料を使用していないこと。
				イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満である				
				ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車に				

<p>摩耗粉の状況</p>	<p>素線切れの状況</p>	
<p>全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する</p>	<p>出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に、主索が綱車にかかる箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。</p>	<p>び綱車にかからない部分の直径を測定する。</p>
<p>主索の摩耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況</p>	<p>イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。</p> <p>ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。</p>	<p>かからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。</p>

(五)		(四)	ユー等 かごのガイドシ	上部リミット（強制停止）スイッチ	
取付けの状況	取付けの状況	作動の位置	作動の状況	止め金具及びその取付け部の損傷の状況	具の取付けの状況
検等により確認する。	目視及び触診により確認する。	作動の位置を確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	
と。ナットに緩みがあること。	と。取付けが堅固でないこと。	と又は衝突するおそれがあること。 かごが最上階を過ぎても停止せず、昇降路の頂部に衝突すること	ること。 作動時にかごが上昇すること。	部に損傷があること。 止め金具又はその取付け部に損傷があること。	

口 入 出 各 四 れ れ し 階 階							
		(-)		(六)			
		昇降路における 壁又は囲い		かご吊り車			
可燃物の状況		昇降路の構造及 び設置の状況	音の状況	取付けの状況	外観の状況	摩損の状況	
目視により確認する。		目視により確認する。	聴診により確認する。	テストハンマーによる打 検等により確認する。	目視により確認する。	目視、聴診及び触診によ り確認する。	
令第二百二十九条の十三	ない部材があること。	あること又は使用でき ない部材があること。	異常音があること。	ナットに緩みがあるこ と。	欠損又はき裂があるこ と。	しゅう動部又は回転部 の摩耗により運行に支 障をきたしていること 。	

			(二)
			出し入れ口の戸及び出し入れ口 枠
状況	戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況	戸及び出し入れ口枠の構造及び設置の状況	
	目視により確認する。	目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。
敷居又はドアシユーの摩耗の著しい摩耗があること。	敷居又はドアシユーに著しい摩耗があること。	平成二十年国土交通省告示第千四百四十六号第七号の規定に適合しないこと。	第二号の規定に適合しないこと。 変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。

<p>ドアシユーのかかりの状況</p>	<p>目視により確認し又は測定する。</p>	<p>引き戸にあつては敷居溝とドアシユーのかかりが六ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に寄せたときにおいて、容易にドアシユーが外れること。</p>
<p>戸の可燃物の状況</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>令第二百二十九条の十三第二号の規定に適合しないこと。</p>
<p>戸の開閉の状況</p>	<p>目視及び触診により確認する。</p>	<p>戸の開閉が円滑でないこと。</p>
<p>連結ロープ及びドアクロー</p>	<p>目視及び触診により確認する。</p>	<p>変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運</p>

		(三)	(四)	(五)
		操作ボタン及び 信号装置	走行停止ボタン 又はスイッチ	ドアスイッチ
ザ ー ロ ー プ の 状 況	作 動 の 状 況	作 動 の 状 況	設 置 及 び 作 動 の 状 況	取 付 け の 状 況
	。作 動 の 状 況 を 確 認 す る	。作 動 の 状 況 を 確 認 す る	か ご の 走 行 中 に ボ タ ン 等 を 押 し て 確 認 す る。	目 視 及 び 触 診 に よ り 確 認 す る。
行 に 支 障 が 生 じ て い る こ と。	操 作 ボ タ ン 又 は 信 号 装 置 が 機 能 し な い こ と 又 は 操 作 が 円 滑 に 行 え な い こ と。	操 作 ボ タ ン 又 は 信 号 装 置 が 機 能 し な い こ と 又 は 操 作 が 円 滑 に 行 え な い こ と。	設 置 さ れ て い な い こ と 又 は 作 動 せ ず か ご が 停 止 し な い こ と。	取 付 け が 堅 固 で な い こ と。
				令 第 百 二 十 九 条 の 十 三 第 三 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と 又 は 全 閉 位 置 か ら 三 十 ミ リ メ ー ト ル を 超 え る す き 間 が あ り

(八)	(七)	(六)					
警告装置	戸開放防止警報装置	ドアロック					
作動の状況	作動の状況	劣化の状況	作動の状況	取付けの状況			
作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認する。			
二方向の戸が同時開放されたときに作動しないこと。	戸を開放した後、三分以上経過しても作動しないこと。	口変形があること。	イ 著しい損傷又は腐食があること。	取付けが堅固でないこと。	令第二百二十九条の第三十四号の規定に適合しないこと。		、戸が開いた状態においてかごが走行すること。

れ 口	し 入	階 出	最 下	五				
				(-)	(±)	(+)	(九)	
		ツチ	強制停止) スイ	下部リミット (ガイドレール及 びレールブラケ ット	搭乗禁止の標識	積載量の標識	
		作動の位置	作動の状況	劣化の状況	取付けの状況	設置の状況	設置及び表示 の状況	
		作動の位置を確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	テストハンマーによる打 検等により確認する。	目視により確認する。	設置及び表示の状況を 確認する。	
		かごが最下階を行き過 ぎても停止せず、ピッ ト床に衝突すること又 は衝突するおそれがあ	作動時にかごが下降す ること。	著しい損傷又は腐食が あること。	ナットに緩みがあるこ と。	設置されていないこと	設置されていないこと 又は表示に誤りがある こと。	い こと。

	(四)	(三)	(二)				
部	釣合おもりの各	釣合おもり底部 すき間	ピット床				
	取付けの状況	すき間の状況	ピット内機器の 状況	冠水の状況	汚損及び防水の 状況	取付けの状況	
	目視及び触診により確認 する。	目視により確認する。 ピット床又は緩衝器と釣 合おもり底部のすき間を 目視により確認する。	目視及び触診により確認 する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確 認する。	
	おもり片の落下等のお それがあること又は取 付けが確実でなく運行	かごが最上階に停止さ せたときにすき間がな いこと。	著しい損傷又は腐食が あること。	機器に影響を及ぼす冠 水があること。	汚損又は防水不良があ り運行に支障が生じて いること。	取付けが堅固でないこ と。	ること。

		(五)					
		釣合おもりの吊り車					
		(六)					
		移動ケーブル及び取付部					
			音の状況	取付けの状況	外観の状況	ガイドシュー等の摩耗の状況	
			移動ケーブルの損傷の状況	取付けの状況			
			目視により確認する。	聴診により確認する。	目視により確認する。	目視、聴診及び触診により確認する。	
			目視及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視、聴診及び触診により確認する。	
			移動ケーブルの端部及び引止め部の取付けが確実になく、運行に支障が生ずるおそれがあること。	損傷していること。	異常音があること。	ナットに緩みがあること。	欠損又はき裂があること。
							に支障が生じていること。
							しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。

復帰時の状況
目視により確認する。
非常止め装置とガイド レールが接触している こと。